

平成25年第1回基山町議会（定例会）会議録（第3日）						
招集年月日	平成25年3月4日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成25年3月6日	9時30分	議長	後藤信八	
及び宣告	延会	平成25年3月6日	15時28分	議長	後藤信八	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び出席並びに欠席議員	1番	神前輔行	出	7番	鳥飼勝美	出
	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
出席12名	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
欠席0名	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
(欠員1名)	6番	重松一徳	出	13番	後藤信八	出
会議録署名議員	11番	林博文		12番	松石信男	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 鶴田しのぶ		(書記) 寺崎一生	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	農林環境課長	松雪靖弘		
	副町長	田代正好	まちづくり推進課長	天本正弘		
	教育長	大串和人	会計管理者	毛利俊治		
	総務課長	小野龍雄	教育学習課長	内山敏行		
	企画政策課長	木村司	こども課保育園長	熊本弘樹		
	財政課長	城本好昭	健康福祉課主幹	緒方京子		
	税務住民課長	天本政人	健康福祉課主幹	原博文		
	こども課長	内山十郎	健康福祉課主幹	安永宏之		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

### 日程第1

1. 木村照夫

### 一般質問

- (1) 大規模災害における避難対策は
- (2) 中山間地域の耕作放棄地対策は
- (3) 学校教育に新聞を

2. 牧菌綾子

- (1) 今後の循環バスについて
- (2) ふるさと応援寄附金について
- (3) 生涯学習推進計画について

3. 重松一徳

- (1) 臨時職員・嘱託職員について
- (2) 下水道事業について
- (3) 健康福祉について

4. 神前輔行

- (1) ラバーズミーティングについて
- (2) 企業誘致について
- (3) 町民会館・体育施設の指定管理者について

～午前9時30分 開議～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これから直ちに開議します。

#### 日程第1 一般質問

○議長（後藤信八君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、木村照夫議員の一般質問を行います。木村照夫議員。

○4番（木村照夫君）（登壇）

皆様、おはようございます。4番議員の木村照夫でございます。傍聴席の皆様におかれましては、4月の春らんまん、本来なら野良仕事、スポーツ、レジャーとありますところ、傍聴いただきましてまことにありがとうございます。

きょうは2日目の一般質問でございます。私は今回は質問の3項目のテーマを設定させていただきました。質問事項の1項目めに「大規模災害における避難対策は」、2項目めに「中山間地域の耕作放棄地対策は」、3項目めに「学校教育に新聞を」について質問させていただきます。

1項目めに「大規模災害における避難対策は」について質問いたします。

3. 11東日本大震災発生からはや2年目を迎えようとしております。来週月曜日に満2年を迎えます。あの震災から国民は何を学んだのか。大地震による大津波や福島原発の悲惨さをテレビ映像で映し出されたときに、「これが日本の本当の国内の出来事か」、想像を絶する思いがありました。大自然の驚異をまざまざと見せつけられたものでした。「災害は忘れたころにやってくる」と申します。職場災害、交通災害ももちろんそうでしょう。あの自然災害にどう対応するのか、基山町も安全安心のまちづくりを進めるためにも、原点に戻り質問をさせていただきます。

(1)としまして、大規模災害における避難場所の施設はどこなのか。

ア、避難場所は明示されているのか。また、耐震構造建築物であるのか。

イとしまして、住民に避難場所は徹底周知されているのか及び区民の避難場所を明確に示してほしい。

ウとしまして、要介護者の避難方法はどのようにするのか。

(2)としまして、震災における緊急避難場所となる避難施設及び屋内運動場の天井等落下防止対策についてお伺いします。

ア、落下した場合危険性の高い非構造部材は何かあるのか。

イ、避難場所及び屋内運動場等の天井等総点検は実施されたのか。

ウ、対策の必要性はあるのか及び今後の進め方はどのようにするのか、について質問いたします。

続いて、第2項目めに、「中山間地域の耕作放棄地対策は」について質問いたします。

今、我が国は経済社会全般にわたる構造改革をする中で、格差と言われるさまざまな問題が生じています。過疎化、高齢化の著しい農村地域においては、都市部と地域間格差が難題となっています。とりわけ中山間地域等の条件不利地域においては、集落機能の低下や将来的な存続が危惧される集落の存在、また鳥獣害の被害、担い手不足による耕作放棄地の増大が見られます。そこで、基山町の現状についてお伺いしたいと思います。

(1)としまして、中山間地において潜在化している課題は何か。

(2)耕作放棄地はどのような定義であるのか。

(3)町内の耕作地及び耕作放棄地の面積を示してほしい。耕作放棄地は全体の何%あるのか。

(4)耕作放棄地の減少対策について施策はあるのか。

(5)今、進められております「人と農地プラン」について説明をしてほしいと思います。

3項目めに、「学校教育に新聞を」について質問いたします。

学校で新聞を教材として活用することをN I E (Newspaper in Education)と言われております。1930年にアメリカで始まり、日本で85年、静岡で開かれた新聞大会で提唱されました。学校に新聞を提供する活動は、89年9月にパイロット計画として東京都内の小学校1校、中学校2校でスタートしました。N I E実践制度となり、97年から47都道府県全ての地域で実践が実施されました。当初、学校総数の1%、400校を目標としていましたが、2004年で達成し、その後、500校に目標を上げているということでございます。

そこで、(1)としまして、学校では教育に新聞を活用されているのか。

(2)県内のN I E実践校として指定された学校はあるのか。

(3)新聞活用による効果は何かあるのか。

(4)今後の活用予定はあるのか。

以上をもちまして1回目の質問とさせていただきます。答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、早速でございますが、木村照夫議員の御質問にお答えを申し上げさせていただきます。

1項目めと2項目めを私の方からお答え申し上げ、3項目めは教育長のほうにお願いをいたします。

まず、1項目め「大規模災害における避難対策は」ということで、(1)大規模災害における避難場所の施設はどこなのか。アとしまして、避難場所は明示されているのか。または耐震構造建築物であるのかというお尋ね、イとしまして、住民には避難場所は徹底周知されているのか及び各区民の避難場所を明確に示せというお尋ねです。

これはアとイをあわせて回答をいたします。避難場所は、各家庭に配布いたしております「基山町ハザードマップ」に避難所一覧と場所を明記しております。避難所は全て耐震建築物でございます。

ウの要介護者の避難方法はどのようにするのかということです。避難準備情報等を発令した場合は、町と地域住民が連携して、避難支援計画に基づき避難誘導を行うことといたしております。

(2)の震災における避難施設及び屋内運動場の天井等落下防止対策について。アとして、落下した場合の危険性が高い非構造部材は何があるのかということですが、これは天井材や照明器具、内・外装材、窓ガラス等でございます。

イの避難場所及び屋内運動場等の天井等総点検は実施したかということ、ウの対策の必要性はあるのか及び今後の進め方はどうするかというお尋ねです。これもあわせて回答させていただきます。

現在、政府において、巨大地震への対応について総力を挙げて検討が進められています。屋内運動場の天井材が全面的に崩落し、負傷するなど人的被害が生じた例もあり、当然、そこに集う人たちの安全と安心を十分に確保しなければなりません。国交省において、建築物の天井脱落対策に関する新たな基準への適合を義務づけることなどが検討されているところですので、現段階では総点検はいたしておりません。

2項目めの「中山間地域の耕作放棄地対策は」ということで、(1)中山間地域において潜在化している課題は何かということをございます。中山間地域は、農業条件が厳しく、1区画の圃場が小さいため機械を導入しづらく、労働生産性の低下が起こり、個別農家の規模拡大には限界があります。また、高齢化等や有害鳥獣による農作物への被害などさまざまな問題が発生をいたしております。

(2)の耕作放棄地とはどういう定義であるかということをございます。以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地だということをございます。

(3)の町内の耕作地及び耕作放棄地の面積を示してほしい。耕作放棄地は全体で何%あるのかというお尋ねです。農地面積は419.4ヘクタール、そのうち耕作放棄地が9.2ヘクタールとなっており、割合は約2%ということをございます。

(4)耕作放棄地の減少対策について施策はあるのかということ。耕作放棄地の大半は中山間地であり、現在の取り組みとしては、農業委員会で実施されている農地パトロール等を通じて、耕作放棄地を確認したら地主に対して農地管理指導を行い、耕作放棄地が拡大しないようにと行っております。ただ、農家の経営状況を考えますと、現在の耕作放棄地を改善することは難しく、拡大を防ぐ取り組みを続けていきたいと考えております。

(5)人と農地プランについて説明してほしいということ。高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」のために、5年後、10年後の展望が描けない地域がふえているため、集落、地域において、話し合いによって、今後の中心となる経営体はどこか、中心となる経営体へどうやって農地を集積するか、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方をどうするかなどを決定します。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

3項目めの「学校教育に新聞を」という木村議員の御質問にお答えをいたします。

(1)学校では教育に新聞を活用されているのかというお尋ねですが、基山町教育委員会は、佐賀新聞社と昨年3月に、教材として新聞記事を自由にできるという協定を結んでいます。さらに、今回改定された学習指導要領でも言語活動を重視しているため、新聞を活用した授

業を学校では取り入れています。

新聞の活用についての実践として、例えば小学校第3学年の国語科「しりょうから分かったことを発表しよう」ということや「せつめいのしかたを考えよう」という単元で、新聞づくりのポイントについて指導する際に、実際の新聞をもとに見出し等の工夫を発表させ、それを国語科、社会、総合的な学習の時間で新聞づくりに役立たせています。

第4学年では、社会科で佐賀県に関する記事を取り扱ったり、道徳でいじめに関するコラムを題材にしたりしています。

第5学年では、国語科で新聞のニュースを読み比べる学習に活用したり、家庭学習として「新聞を読み内容をまとめて感想を書く」ということをしたりしています。また、社会科の「米づくり」や「自動車工業」で、学習内容や学習を通して生まれた思いを伝えるために、新聞にまとめ発表させる学習を設定したり、作業の過程で実際の新聞を横に置いてわかりやすく伝えるためのレイアウト等の工夫について参考にさせたりしています。

第6学年では、総合的な学習の時間の表現活動の手段として、佐賀新聞社の出前授業を活用したり、平和新聞をパソコンで作成したり、理科や社会の学習内容の関連記事を適宜活用したりしています。

他学年においても、学習内容にタイムリーな話題があれば、児童に記事を紹介し、学習に役立てています。

中学校では、全学年の社会科において、話題のニュースを簡単に紹介する場面で新聞を活用しています。特に、第3学年では、選挙や内閣、国会の仕組みが掲載されている記事や資料を積極的に活用しています。

(2)番目、県内のN I E実践校として指定された学校はあるのかというお尋ねですが、平成24年度N I E実践指定校に指定された学校は、佐賀県では小学校2校（佐賀市立循誘小学校、多久市立中部小学校）、それから小中併設校1校（嬉野市立吉田小中学校）、中学校1校（佐賀市立城南中学校）、高等学校は佐賀北高等学校がやっています。合わせて計5校でございます。全国では554校が実践指定校になっています。

なお、実践指定校の決定については、N I E推進協議会が実践指定校候補を推薦し、新聞協会で審議して決定されています。

(3)の新聞活用による効果は何があるのかということですが、新聞活用による学習効果として考えられることは、まず新聞に親しみ、読む習慣を身につけることができるものと考え

ています。また、継続することで文章の内容理解や要約する力をつけることができたり、語彙をふやしたり、速読の力を伸ばしたりすることができます。その上、自分の考えの客観的根拠を見出すことができ、根拠をもとに説明をしたり話し合ったりすることで、伝え合う力が高まります。

また、新聞の視覚効果、写真の選択、レイアウトや文字の工夫などについて学習することを通して、相手意識を持って表現方法を工夫しようとする力が身につくだろうし、同じ事案であっても立場等の違いからさまざまな考えがあることを知ることができ、そのことが多様な見方、考え方を持たせるきっかけとなるだろうと考えます。

さらに、社会の様子に興味、関心を持つようになり、社会への視野を広げることができるようになり、主体的に情報を収集、選択を行い、それらを活用して自己表現力を育てることができるようになり、することも期待できます。

4番目、今後の活用予定はあるのかというお尋ねですが、今後、学習における新聞の活用として考えられることは、例えば写真を社会科の地域資料として使うことや、いじめや命などに関する記事があればそれを道徳に活用できると考えています。また、国語ではコラムの書写や感想の題材として使ってみたり、数社の新聞を比較させ、それをもとに討論する楽しさを味わわせたりすることもできます。さらに、自分たちがつくった新聞を新聞社の方に見ていただいて意見を伺うなど、学校教育に新聞を取り入れた学習は学年や教科に応じていろいろ展開できるものと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それでは、2回目の質問に入ります。

1項目めから入りますけれども、避難場所は明示されているのか。また耐震構造建築物であるのかについてお伺いします。

確かにハザードマップはもらいました。私も地域のお知らせということでもらいましたけれども、各家庭には果たして張っているのかと。3年ほど前にいただきましたけれども、そこ辺の確認をお願いしたいと思います。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

町のほうでつくりましたハザードマップ、それから2年前に、区長さん方独自で発行されましたA4判のハザードマップ、同じような内容ですけれども、それも各世帯に配布をされております。

それで、昨年の雨期の前には、このハザードマップについてはなるべく掲示をして確認をしてほしいということで、区長会のほうにも各世帯のほうに連絡をしてくださいということも申しております。そういった形で今のところ、またことしの雨期の前にもそういうお願いをしたいと思っておりますし、もし、ハザードマップがない世帯があれば、町のほうにも余裕がありますのでその配布はやっていきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

町民の皆様にそういう徹底をしてもらいたいと思います。

それで、地図はあるけれども、実際に避難場所となる各学校の体育館とかの箇所には標識とかないですね。ここは緊急の避難場所ですよという表示板がない。そのところの検討はいかがなものでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

今、御指摘いただきましたとおり、各避難所に明示はいたしておりません。今後、検討して、なるべくつける方向で検討させていただきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

というのは、やはり基山町というところは交通の要所ですね。西は筑紫野バイパス、県道17号線が走っております。また、3号線も走っております。それと高速道路も走っております。町外の方がもし大きな地震に町内で遭って、道路も通れない、どこか避難場所ないじゃろかと。町民は地図を見てここだとわかっておりますけれども、基山町外の住民の方は右往

左往するわけですね。どこじゃろかと、基山町は避難場所があっじゃろかと。確かに政令都市の福岡市とかあります。不特定のお客さんが来らっしゃるからつけてあると思いますけれども、基山町も交通の要所ですね、大規模震災がないのが一番いいですけども、そこら付近の設置をお願いしたい。

小森町長も、この前、2月12日ですか、4市町のクロスロード筑後川流域地域ビジョンあたりで、「この地域を防災拠点にしたい」と力強くおっしゃっておられましたけれども、まずは地元の防災体制をばっちり固めて、町長、その件、いかがでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

小野総務課長。

**○総務課長（小野龍雄君）**

町内の避難場所については、ハザードマップとかそういったところで指定をしております。それで、先ほど言われます、例えば基山町に一時的に来られた方たちについては、大体避難場所というのは空き地、それから道路等の空閑部分、公園部分が大体そういった一時避難所的な活動のために設置されて、そこが避難場所にするとかという形式をしております。それが一時的に基山町に来られた方たちが一時安全を確保するというで、安全が確保された時点で、またそれぞれの自宅に帰るなり避難場所に移動するというふうな形を考えておりますので、基山町以外の人たちはそういう考えを持っております。

**○議長（後藤信八君）**

木村議員。

**○4番（木村照夫君）**

町長に本当にお伺いしたいんですけども、「このかわいを防災地域の拠点にしたい」というあの答弁ですね、そのこのところの思いを語ってください。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）**

確かに、この前、クロスロードのシンポジウムのために、いろいろ各市、そして私も思いを申しました。そこで一貫して言えるのは、やはり今道州制というような考え方が進んでおります。そうしたときに、やはりこのクロスロード地域がその中心になり得るのではないかということです。それはもう以前からずっと議論を重ねてきたところで、やはりなり

得る、ならなければいけないのじゃないかというようなことをございます。そうしたときに、それじゃ、中心となるためには当然交通の便がいいというようなこともございますし、環境的にもいいというようなこともありましよう。それから、やっぱり私が思うのは、防災の拠点ということであれば、なおその中心にふさわしくなるんだと、そういうことで申し上げたということです。それについてはいろいろと、それこそ自衛隊もあちこちとたくさん密集、点在しておりますし、岩盤もしっかりしておるといようなこと、それから、もつともつとそれを拡充、ちゃんと整備して、防災という面で打ち出したらなおいいんじゃないかというように私も申し上げたわけでございます。それには私もいまだに変わってはおりません。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

ぜひ案内掲示板をつくってほしいと思います。政府も災害に強い国づくりをしようということで、今、防災関係の予算もあるかと思しますので、進めてもらいたいと思います。

それから、耐震構築物のお話をしましたけれども、第2の避難場所となっている第2区の公民館、7区の公民館の耐震のほうはどうなんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

耐震につきましては、昭和56年と57年で建築基準法が改正がございまして、昭和57年度以降の建物については耐震構造も含んだところでの構造となっております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

そういう第2避難所の活用方法というのが、地域の人が集まる場所ですけれども、具体的に第2避難所とはどういうことなんですかね。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

2区と7区が第2避難所という明示はいたしておりませんが、まず、指定避難施設につきましては、基山町民会館、それから総合体育館、保健センターを指定避難という形でしております。それから、予備避難施設として、中学校、両小学校、それから2区と7区と老人憩いの家を、そういう明示をいたしております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

大規模震災があった場合は、2区も7区も、最初には体育館とかに避難するということですね。そのところをはっきりとわからないから、近い人はやはり2区の公民館、7区の公民館に行くのかなと思いましたが、そのところの避難の明確な情報というのは区民の皆さんに周知徹底のほどを、またさらにしたいと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

そういう情報等については、また出前講座とかそういうのもありますし、広報等でもお知らせしたいと思いますけれども、まずは区域の指定につきましては、まず指定避難施設につきましては全町民を対象にした全区域の指定です。基山町全部の区域の方、先ほど言われました町外の方も含んで、町民会館、それから総合体育館、保健センターは、全区域を対象にしていますよ。それから、予備避難施設につきましては、区域を指定してございまして、基山中学校については1区、4区、9区、11区、12区、基山小学校につきましては3区、5区、8区、10区、13区、そういった形で区を分けてございまして、第2区につきましては2区の住民の方が避難を願いますと、7区公民館につきましては7区の方が避難をする場所ということで指定をいたしております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

いや、3年前に大雨で小松の常行寺の横が土砂災害がありましたね。古屋敷地区が孤立したわけですね。私も携帯電話を入れますけれども、古屋敷3戸ございまして住民いますけれ

ども電話が通じないから、「ちょっと行こう」ということで柿の原から林道を通って行ったわけなんですけれども、もうずっと町道には土砂災害が11カ所あったですかね、消防署の赤いオートバイを持ってきましたけれども、なかなか上まで到達できなかったということがございまして、そうしたら避難場所をどうしようかと、区のお世話をしておりますから、2区の公民館かな、役場のほうかなと思って、そこのところを迷ったわけなんですけれども、その付近をはっきりしておいて、町民に徹底してほしいと思います。これはあの地震の教訓と思いますから、なければ幸いでございますけれども、また、小野課長も3月でもう定年を迎えますから、また次の方に詳しく申し送りをお願いしたいと思います。

次に行きます。

要介護者の避難方法、どうするのかと。確かにさっき答えられました、町と地域住民が連携して、避難支援計画に基づき避難誘導を行うとおっしゃいましたが、現在、町内には要介護者の方は何名いらっしゃいますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

今、登録されております方が、25年2月末で201名となっています。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

201名の方が、やはり近所の方が一番身近におられて、緊急の際の担当の方なんかは設置されていますか。誰が担当であるということは。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

支援の方も登録はしていただいておりますけれども、全員が支援できる態勢という形はなっておりません。先ほど言いました登録された201名に対して、支援者のほうが若干少ないというような状況でございます。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

#### ○4番（木村照夫君）

これもやはり毎年毎年新しい人がふえて、また亡くなる人もいまいしょうけれども、その態勢をつくってほしいと思います。

次に行きます。

2項目めの震災における緊急の避難場所ですね、屋内運動場がございます。その落下性の高い備品を点検されたかと言いましたけれども、国交省のまだ指摘があつてないと、今新たな基準を国が義務づけしているということでございました。

確かに耐震基準、ここに勉強させてもらいましたけれども、日本の耐震基準というのは、何か事故があつて、災害があつて、その結果に新しい法律を設けているんですね。ずっと改定しているという歴史がございます。確かに1920年、大正9年に市街化建築法でつくられております。その後、大正12年に関東大震災がございましたですね。それをおいてまた被害が多くなったからまた改定されましてという歴史があつて、そのときに材料の安全強度を掛け3倍にしようとか、水平の震度をコンマ1をレベルアップしているんですね。

それから、最近の法改正、確かに先ほど言われました1981年、昭和56年に新耐震法が、一次設計、二次設計ですね、縦揺れと横揺れの計算と高さのたわみの計算、あとは、よく計算式はわかりませんが、横揺れ・縦揺れの計算を導入されて新耐震法ができたわけですね。この基準でずっと現在まで来ておまして、原子力発電所、あれは今改正中でおまして、以前の56年の新耐震法は、原発の建物、構築物は原則として硬構造にするとともに、重要な建物、構築物は岩盤に支持させなければならないと、かたい岩盤に基礎を持っていきなさいということがあったんですね。それから、活断層の件とか今ずっとおまして、今検討されているのが、岩盤の上ではなくて、さらに十分な支持機能の性能を持った地盤に支持されなければいかんと。かたい岩盤でも横移動、断層ですね、そういう地域ではだめというのが今検討されているんですね。各地の原発で断層が横に走っていますよとか言っていますね。かたい岩盤の上に今までつくっていましたが、そのかたい岩盤ではなくて、それが移動したらだめということをお言っているのが、新しい今審議中のものなんですね。「あそこはだめだよ、活断層が走っていますよ」とか言っているでしょう。そういう歴史があるわけですね、この新耐震の基準というのは。

そういう歴史がありまして、そういう構築物は耐震設計なんですよと。でも、この附帯する天井、照明、壁とかは耐震構造の設計には入っていないんですね。これは新たに今国交省

とかが検討されておりますけれども、もしここで大きな地震がありますね、この建物は、構築物は耐震構造。でも、照明・天井は入っていないから、バンバン揺れた場合は、震度7だったら天井が落ちたり照明が落ちたりしますね。これが怖いと今論議されているんですね。体育館なんかには誰もいない、それはいいですよ。いないでも、体育館は避難場所になっていると。地震があったと。皆さん、避難しようと1回外に出ますけれども、そのときに入ればもうみんな天井も落ちている、使えない、これが2年前の震災、津波の来ないところでもあったわけですね。避難場所に行こうとしても、行ったら使えないと。今の現状はそうなんですもんね。国交省が審議をしているんだと。耐震基準はそういう歴史で、1回災害に遭って、それが悪いから改定しようと。新しい基準を設けたけれども、また大きな災害があった、また設けようというのが耐震法の歴史なんですね。

こういう歴史を踏まえておまして、確かにまだ国交省はおくれておりますけれども、学校関係は早目にキャッチして、地震による落下物、転倒物から子供たちを守ろうということでガイドブックが出ております。平成20年3月ですね。基山町はこういうことは学校は知っていますか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

今言われた耐震化のガイドブックというのが出ているのは存じております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

この内容を見ますと、15年までに完成しなさいとなっておりますけれども、学校はどんなふうに進んでおりますか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

今、木村議員が申されたとおり、このガイドブックを受けて、調査をしてそういう耐震関係の整備をしなさいというふうになっています。今言われましたように、去年の9月18日に文科省のほうから通知があつておまして、可能な限り平成25年度中に調査をしなさいと、

遅くとも平成26年度までにそういう非構造物関係の総点検を下さいという指示が来ておりますので、県のほうも、これに対する技術者をやはり設置しないとなかなか本来の調査ができないということで、県のほうの説明会等でも、この技術者の派遣をするような、国の補助金をもらって設置をしたいという話があります。基山町のほうも、その体育館等の調査をするかどうかというのの要望をとっておりますので、うちのほうの体育館は3校ありますけれども、その分については技術者の派遣をお願いしますという要望は出しております。だから、これが済みまして調査を進めていくという形になろうというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

教育長に聞きたいんですけども、学校施設はやはり将来ある子供さんが生活する場所であるんですね。将来ある子供さんです。また、体育館とかの施設は町民の方の緊急避難場所であるんですね。そういうところはもう早目に手を打たれてするのが当然だと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

先ほど内山課長のほうから御説明しましたように、いろんな手続とか順次、これは素人とか専門家でも相当の専門家でないと判断できないところがございますので、そういうプロセスを経て、きちんとした整備はしていかなければならないと思っております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

いや、去年の11月11日の新聞にその件が載っております。佐賀県の全体の小中学校の耐震化完了の予定ということで、確かに小中学校校舎などの構造体の耐震化が済んでいない学校もあります。屋内運動場の非構造体、これを調査して、実際に完了している市町もあるわけですね。それを読み上げますと、基山は小中学校は3校ございますが、校舎など体育館は構造体でございますと、屋内の運動場の非構造部材はこれは未定となっております。非構造体まできれいに耐震化されている箇所は、玄海町、江北町はもう完了していますものね。こう

いうばらつきもあるわけですね。そういうことを書いておまして、やはり耐震化というのは佐賀県はおくれていると。地震が少ない地域ではあるかも知れませんが、こういう対応を、確かに技術専門者が基山町にはいない、そのところはやはり県の職員から応援いただいたり、そうすべきではないかなと思いますけれども、こういう応援体制なんかは、副町長、どんなですかね。県におられたけれども、応援体制なんかはできているんですかね。

**○議長（後藤信八君）**

田代副町長。

**○副町長（田代正好君）**

県のほうには県土づくり本部というのがございまして、そちらのほうには技術職員がかなりおりますので、教育委員会と県土づくり本部のほうで、今調整が図られているようなことはお伺いしております。

**○議長（後藤信八君）**

木村議員。

**○4番（木村照夫君）**

確かに公務員さんも減らしてきておりますから、こういう応援体制ですかね、県と市町。確かに県とか市職員さんは専門分野いらっしゃると思いますので、そういう体制をお願いしたいと思います。

本当に非常災害時、あつてはならない災害がございますから、屋内運動場はもう住民の避難場所でありますから、早目に非構築材の耐震化、調査をされて適正な設備にしてもらいたいと思います。以上で終わります。

それから、2項目めの中山間地の耕作放棄地対策についてちょっと質問いたします。

確かに今まで、先ほどお答えを聞きましたけれども、中山間地は圃場条件が狭いとか機械導入しづらいとか労働生産性の展開が劣ると、確かにありました。今まで有害鳥獣の被害対策は何があったのでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

松雪農林環境課長。

**○農林環境課長（松雪靖弘君）**

今、有害鳥獣につきましては昨日一般質問等もありましたけれども、イノシシとかアライグマの被害が出て、それとまたカラスの被害等が出ているかと思えます。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

確かにフェンス、あれは効果がございます。私の地域も全て張ってもらって、無償で国費で張ってもらいまして助かっております。

私、もう一点は、1区画の圃場が小さいと。そういう小さいのを広げようとか、そういう計画はございましたでしょうか。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今のところそういう計画等はありません。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

もし、そういう耕作放棄地が目立つようであれば、そういうような努力もやはり、大き目の予算がかかるでしょうが、そういう方向にもあったがいいと思います。

2点目ですね。なぜ耕作放棄地になったのか。それは調査とか研究はされましたか。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今、議員がおっしゃいますように、耕作放棄地につきましては高齢化とか後継者不足、ここに書いておりますように、また1つの圃場が狭いということが原因だというふうには認識はしております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

ちょっと時間がないから急ぎます。

そうしたら、耕作放棄地9.2ヘクタール、9町2反か。どの地域が多いか、区ほどわかりますかね。1区、2区、4区、6区。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

どこの区域、当然山間地域が多いと思いますけれども、その区によつての確認等は行つてはおりません。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

確かに農業委員さんたちが本当に苦勞されて実態調査で調べられて、その持ち主さんにこうしなさい、ああしなさいとか、拡大を防いでおられます。確かに農業委員さんは努力されております。でも、この中山間地の地域、今ちょうど60代、昭和22年生まれ、戦後のベビーブームですね、あれから26年、7年、今が一番地域には戻つていらっしゃるんですね。今が一番定年退職されていらっしゃいます。そういう方の利用を、特に公務員さん上がりの方、役場の職員なんかも60上がつて、仕事に出ていない人でも家にいらっしゃいますものね。そういう方の活用といいますかね、今は一番地域はまとまって活性ある時期であるんですけれども、そここのところの仕組みをどう思いますかね。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今、議員おっしゃいますように、当然60過ぎて定年でいらっしゃる方が、例えば日曜日に農家の家庭菜園をしようとする方もいらっしゃると思いますけれども、当然、農地につきましても、利用権設定につきましても、あくまでも農業者が農業をするということの基本的な目的がありますので、実際に一般の方が例えば利用権設定というのは当然できませんので、その辺が1つの問題があるかなというふうには感じております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

いや、今手を打たないと、あと5年後、10年後、もう荒れ放題になりますものね。本当に中山間地の何で必要なのかということとはございますけれども、資料によりますと、「中山間

地の問題」とありまして、農業は確かに4つの平地があると。1つは都市的地域、平地的な地域、中間地域、山間地域ですね。その山間地域は何だろうと書いてありますと、確かに農業経済発展に伴う労働費の上昇に対して機械化を進めないと、1区画の圃場が小さいと書いておりまして、なかなか中山間地の農家の方は田んぼをつくっても収入が上がらない、1反当たり米は、下のほうは10俵とれるけれども、ここの付近はもう5俵ですもんね。機械代、肥料代で計算したらもう赤字になると。

でも、中山間地域は国土保全や環境維持に大きく役立っていると。環境問題に行くわけですね。何も手入れをしないと土砂崩れ、大雨のときは水がバーッと流れてしまって土砂崩れが来るし、なかなか水を吸収できないと、そういう環境面にこれから持っていかなきゃいかんということを書いておりまして、当然、山もございますね。山なんかも、日本の山はずっと先祖伝来手を入れてきた山なんですね。昔は石炭のかわりに木材を燃料にしておりました。今で言うなら、もうイラン、イラクの油でしょう。昔は焚き物をとりにいって、まきをとって、それを煮炊きに使っていたんですね。それは中山間地の残っている集落なんですね。今は忘れられて、もう廃墟じゃないけれども、そういう姿が今の中山間地の集落なんですよ。でも、環境的に見るとああいう地域は非常に大事だよということを言っております。みんな、過疎化で人がいないと、どうしようかと。

それを書いてあるのが、きのう林議員が言われました佐賀県森林県税の話ですね。ああいうことをやっぱりしなくちゃだめじゃないだろうかと書いておりまして、佐賀県の森林環境税、確かに環境税500円徴収されまして、基山町で言うならば葬祭公園のスーパー林道、あのセンターから50メートル左の山をずっと間伐してきれいな木を育てようと、そういうことをされておりますものね。この森林環境税というかわるものを、やはり中山間地の水田での環境税という形でお金を徴収されて、これは税法ですからできないけれども、そのお金を徴収されて環境税のお金をもらって、さっき言ったNPOとかCSOの方に守ってもらうと。また、そこの地域の生産組合、そういう体制づくりをしていかないと、あと10年後はもう誰もしないですよ。そんな、したって、収入が上がらないから。そういう点はどうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

当然、このままにしておけば耕作放棄地がふえていくと思いますけれども、そういうことで今年度から、一番最後にちょっと書いておりますけれども、「人・農地プラン」ということで、耕作放棄地をつくらないようにはどうしたらいいかということで、昨年の9月に報償費で補正予算をしていただきまして、実際に昨年の11月1日に第1回目を行いまして、ことしの1月21日に第2回目、第3回目につきましては3月に予定しておりますけれども、当然、今議員がおっしゃいましたように、営農組織組合のほうでしていただきたいというふうに、今検討しているところでございます。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

本当に耕作放棄地を誰が手入れをするのかという問題になってきておりますが、やはり環境サービスと考えると、環境を守るんだ、誰もいないのであればお金を集めて誰かにやってもらうとか、そういう手法は、小森町長、いかがなものでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

とにかく自然を守らなきゃいかんと、耕作放棄地をふやしちゃうかんという、議員のおっしゃっていることは十分わかりますけれども、それに対して本当に、じゃ、町民の皆さんあるいは国民の皆さんから、みんな抛出してそれをやっ払いこうという、これはなかなかやはり難しい問題かなというふうには思います。だから、そういうことじゃなくて、もっと意識を持って環境を守っていくんだと、農業を守るんだというような、そっちのほうからやはりアプローチしていかなくちゃいかんのかなというふうには私も思います。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

やはり地域を守る、環境を守る、私も今は議員をしておりますけれども、最終的には私もこの基山町で生まれた人間でございます。山間地の人間でございますから、そういう活性化をしていかないとだめだと思っております、議員活動をやめたら、さらに地域の活動に進めていこうかと思っている次第でございます。

で、「人と農地のプラン」ですね。確かに資料を見てみますと、全体の平地の面積が10町あるんだよと。そこにAさんは3町しか米をつくっておらんと。これは集約を、広いところをずっと分化して、Aさんは3町なら5町つくりなさいと。そのためには人から借りてつくるとか。Bさんは野菜をつくっていると。1町つくっているが2町つくりたいと。これは集約して、また田んぼ借りてからふやす、そういうやり方が「人と農地プラン」ですかね。ちょっとそここのところを教えてください。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今、議員がおっしゃいましたように、まず「人・農地プラン」につきましては、昨年度にアンケートをとりまして、例えば実際に今の土地を自分でまたするかとか、例えば後継者がいるかとかというアンケートをとりまして、先ほど答弁でも申しましたとおり、11月1日で「人・農地プラン」の検討委員会を発足しまして、委員長、副委員長なりを選出いたしましてアンケートの結果報告ということと、1月21日につきましては、「人・農地プラン」の原案の説明とか各営農組合の3共乾をどういうふうにするのかを協議しているところでございます。

そこで、当然認定農業者なりそれに準ずる方につきまして農地の集積等を検討して、まだ実際にどういうふうに基山町を持っていくかというのは出てきてないのが現実ですけれども、まずは一番最初に園部営農組合をつくって、そっちのほうでまずは誰がどういうふうに、先ほどの集約的ですね、そういうのを考えたいというふうに今検討しているところでございます。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

いや、私も農業をしております1町持っていますけれども、平地と言われるところが5反ですね、山間地が5反なんですよね。そこでもう考えても、機械抱えて肥料やればもう赤字なんです。私の子供に本当に農業をつなげと、継続しろと、農業している自分自身が迷っているんですね。今、息子は横浜におりますけれども、「帰ってこい、百姓をしろ」と、そばってん百姓はできないし、仕事もそんなにないから、帰ってこいとはもう本当に言われない

のが現実なんですよね。我々の集落は14戸ございますけれども、もう半分の方は後継者がいないんですものね。「帰ってこいと言ったって、働く場所がなかろうもん」、本当にそういう現実がございます。

そういう面で、この前、長野地区のいろいろと商工業の請願が出ておりました、現地に行きまして、本当に我々はその地区の水田を見ると「ああ、広いな、この田んぼは。いいなあ」と思うわけなんです。でも、基山町としてはどう思っているか、大きいポイントでございまして、この中山間地の問題というのはもう環境問題ですものね。そういうことを頭に置かれて「人と農地プラン」の平地ばかりではなくて、中山間地をどうするかということですね。私も農業関係者といろんな話をしました。そうしたら、出たのが、そういう荒地にはギンナンを植えよと。ギンナンはイノシシが食べないらしいですね。「いいじゃない」と。1回植えれば、下の草を切ったりすると、「それはいいねえ。アイデアですね」という話をしておりました、確かにフェンスを張ってもらって今イノシシは来ていないですものね。あとは自分たちで管理をしていかなきゃいかんという時代ですけれども、中山間地、農作物ではなくて、やはり環境、これは非常に大事だと思います。そのところを「人と農地プラン」にも入れられて、いや、環境も大事だよということを言ってほしいんですけれども、どうでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

松雪農林環境課長。

**○農林環境課長（松雪靖弘君）**

当然、環境というのは一番大事なことだというふうには認識しております。今後、「人・農地プラン」におきまして、そういう耕作放棄地なり環境問題とか出てきますけれども、そういうのを検討したいというふうには考えております。

**○議長（後藤信八君）**

木村議員。

**○4番（木村照夫君）**

よろしく申し上げます。先に行きます。

学校関係ですね、先ほど言いましたN I Eの活用、学校教育に新聞をとということで、確かに教育長に丁寧にご答えていただきました。私たちも広報編集委員で、熊本の日日新聞に勉強に行かせてもらいました。そのときの先生がこのN I Eの先生であって、今はもう拡大して

おりますということでございました。いろんな貴重な勉強をさせていただきました。

今、小中学校の生徒さんで、こういうNIEの教育を受けて新聞を読むようになったものか、どうですかね。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

NIEの実践校については、積極的にもっと新聞を活用してやっていると思いますが、私たちの基山町の小中学校では時折々にタイムリーに新聞を活用してやっておりますので、とりたてて新聞を特に読むということはないかとは思いますが、その場面場面においては、こういうことについて調べましょうというときについては、そのあたりの新聞についてはよく目を通すということはあると思います。興味関心を持っているということはあると思います。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

もう一点、ちょっと聞きます。NIEの実践校に指定されたら、どういうところがメリットがございませうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

先ほど申しましたように、新聞をただ活用するというだけではなくて、新聞をつくるとか、あるいは情報の取り方とか、それから新聞を活用するときにプロのいわゆる新聞記者の方に指導を受けるとか、そういうことで情報の収集の能力でありますとか処理の能力とか発信する力とか、それから考える力、記事に書くわけですから伝える力とか、そういうことはつくのではないかと考えております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

わかりました。詳細に説明されて質問の項目の時間がありませんけれども、学校教育に新聞を入れられて情緒豊かな子供さんたちを育成してもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（後藤信八君）

以上で木村照夫議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に、牧菌綾子議員の一般質問を行います。牧菌綾子議員。

○3番（牧菌綾子君）（登壇）

こんにちは。3番議員の牧菌です。傍聴の皆様にも、まずお礼申し上げます。委員会研修等で別の市町村でお話を伺いますと、議会を傍聴する方の数にもあらわれているように、基山町民の方が高い関心を寄せていただいていることを改めて感じております。

今回、第1の質問、今後の循環バスについてですが、前回の12月定例会で具体的な予算化に向けて進みたいという町長の重点施策の中に入っていました循環バスの増便のことを、今回具体的にお聞きしたいと思います。

けやき台・宮浦線を利用している方に以前から、「今のバスを見直して利便性をさらに高めて、もっと身近に利用できるようにしてほしい」という切なる願いにも近い声を聞いていました。町のほうにも個人的な意見としてそういう声は届いていると思います。

そこで、1番、基山町内循環バスの路線や運行形態の改善につき、どこまで検討が進んでいるのか。

2番、地域公共交通会議の内容及び構成メンバーを示してください。

3番、住民へのアンケート調査はどの段階でどのような内容の調査を目的として実施をされますか。

次に、2番、ふるさと応援寄附金についてです。

このふるさと応援寄附金については、今まで利用していなかったが、25年には利用予定であるということでしたので、どんな事業をされるのか。あるいは寄附をしていただいたことにどう町としてその思いを返していくのか、それをお尋ねします。

質問要旨の1、平成25年度利用予定とあるが、具体的な事業は検討されているのでしょうか。

2番、基金を利用する際の事業に使用目的の制約はあるのでしょうか。

次に、3番として、生涯学習推進計画についてお尋ねをします。

基山町の文化祭では、町で現在活発に活動されている団体の方のサークルの内容であったり、新しくその加入を呼びかけるきっかけの場になったりと多くの方がお越しになっております。ちょうど私もパソコン教室の部屋のほうで、年間の活動状況ですとかこういうイベントの折にどこまでの内容を来場してこられた方に教えているかなどをお尋ねいたしました。その20分ぐらいの説明していただいている時間にも、「初めてパソコンをしてみたいのだけ」ということで、私よりグッと上の方でしたが、部屋に入ってくられ、そこにいらっしゃる方にいろいろお尋ねしていました。興味を持って学ぼうとすることは「理解する」という意味で目標も生まれますし、必要なことだと思っています。

そこで、質問要旨1でお尋ねをします。平成24年度新規事業にある生涯学習推進計画の策定事業について、基本的な考えを示してください。

2番、平成25年度以降はどのような方針でこれを進めていけますか。

以上、1回目の質問を終わります。よろしく御答弁お願いいたします。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）（登壇）**

牧菌綾子議員の御質問にお答えを申し上げます。

3項目ございまして、1項目めと2項目めを私のほうからお答え申し上げます。

まず、1項目めの今後の循環バスについてということです。

(1)基山町内循環バスの路線や運行形態の改善につき、どこまで検討が進んでいるのかということです。1月17日に佐賀運輸支局のヒアリングがあり、循環バスの現状や地域公共交通確保維持改善事業を活用した循環バスの運行改善を要望し、今後の業務のアドバイスを受けております。2月には、地域公共交通調査事業の補助申請を行っております。また、3月下旬には地域公共交通会議を開催いたします。

(2)の地域公共交通会議の内容及び構成メンバーを示せということです。地域公共交通会議では、基山町循環バス検討委員会報告書を踏まえ、町民の要望に応じた運行の形態、運賃（料金）有料化及び台数等の協議をしていただく予定でございます。構成メンバーは、基山町地域公共交通会議設置要綱第3条に規定されております、町長、一般旅客自動車運送事業

者及びその組織する団体の代表、住民または利用者の代表、国土交通省九州運輸局佐賀運輸支局長またはその指名する者、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、道路管理者、公安委員会及びその他町長が必要と認める者となっております。

(3)の住民へのアンケート調査はどの段階でどういう内容の調査を目的として実施するのかというお尋ねです。5月下旬には、地域公共交通調査事業補助の交付内示予定でありますので、その後にアンケート調査を含む業務の委託を発注をいたします。調査の目的は、循環バスを見直し、町民に利用しやすく持続可能な運行とする生活交通ネットワーク計画を策定するため実施をいたします。

2項目めのふるさと応援寄附金でございます。

(1)平成25年度利用予定とあるが、具体的な事業は検討されているのかということです。ふるさと応援寄附金につきましては、平成25年度当初予算に学校備品の購入費を予算計上させていただいております。

(2)の基金を利用する際の事業に使用目的の制約はあるのかということです。基山町ふるさと応援寄附要綱の第2条に規定しております事業に沿って応援メニューを設定しておりますので、そのメニューに沿った使用を検討することになります。

私のほうからは以上でございます。

#### ○議長（後藤信八君）

大串教育長。

#### ○教育長（大串和人君）（登壇）

牧菌議員の御質問にお答えをしております。

3項目めの生涯学習推進計画についてでございます。

(1)平成24年度新規事業にある生涯学習推進計画の策定事業について、基本的な考えを示してほしいというお尋ねでございます。生涯学習推進計画についてですが、私たちの生活の中では、生涯にわたって生きがいのある充実した生活を送るために、自分が学びたいことを自分に合わせた手段や方法をみずから選んで、「いつでも、どこでも、なんでも」自由に楽しく、生涯にわたって学んでいくことが求められています。

このことから、文化活動やスポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企画や趣味などの多彩な活動がさまざまな場所や機会において展開されていますが、より住民の方々が「生涯のいつでも自由学習機会を選択して学ぶことができる」よう、町民、各種団

体、行政が一体となって総合的に生涯学習が推進できるよう計画を策定するものと考えています。

(2) 番目、平成25年度以降はどのような方針で進めていくのかというお尋ねですが、生涯学習推進計画の策定については、引き続き検討を行ってまいります。当面の生涯学習の推進については、基山町教育の基本方針に位置づけていますので、これにより事業を推進していきます。

以上、お答えいたします。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

これから1問1答で2回目の質問をさせていただきます。

既に、同じ三養基郡にあるみやき町のほうで、このコミュニティバスの再編をして本格運行が始まっていますので、そちらのまちづくり課のほうに伺い、経緯を詳しく聞かせていただきました。基山町役場の担当者の方も来られましたということなので、共通の認識が持っていたのではないかと考えております。

そこで、みやき町で以前とどう変わったのか大きなポイントを挙げますと、4つの路線が5つの路線に、そして利用対象者の大人100円、小学生50円と有料になった点であります。この改正について「町民の方からのクレームなどどうですか」とお尋ねをしましたところ、私が伺ったのは1月の終わりだったんですが、その日までですが「1件もありません」という力強い言葉が聞けましたし、大変参考になりました。

これは一応いただいたので参考として見ていただきたいのですが、一応高齢者の方に見やすいように路線の地図と時刻表、反対側には、休みの日も含めて有料の方と障がい者の方とか小学生未満の方は無料ですよということをはっきりとわかるように、このような路線地図を作成して配布されているそうです。これはあくまでも参考なんですけど、そこで1の質問をいたしました。

これについては第4次総合計画書の中で——基山町が配られている分ですね——この実施計画の中で、24年から26年度の分の中で、交通政策事業の25年度事業も実施する上でのこれは見直しでしょうか。それとも、別の事業として取り組むのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

従来の循環バスは、確かに福祉目的といった目的の循環バスでございましたけれども、今後は地域公共交通、それを捉えた循環バスというふうに捉えていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

ということは、事業概要のところにあります「高齢者や障がい者の外出支援を目的に循環バスを運行する。一部学童送迎にも利用する」というこの文言は当然変わってくるかと思えます。これを確認したかったのは、この地域公共交通がまちづくりに果たす役割を考える上で、利用を想定される対象者の方のイメージをしっかりと捉えながら考えていくかで、今後の路線のコース、それから便数、車両の形態などが変わってくると思ったからです。

まず、現行の循環バスの改善で、どう利用者をふやし、また耳にされている町民の方からのバス利用時の要望をどこまで酌み取って変えていこうと考えていらっしゃいますか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

議員おっしゃいましたけれども、考えられるターゲットといったものを、やはり車の運転ができない高齢者の方、それからまた障がいをお持ちの方、そういったものが一番のターゲットというふうには思っておりますけれども、やはり地域公共交通の中で捉えていきますと、誰でもが自由に利用できるといったバスというのも当然考えていかなければならないと思えますし、また、買い物弱者といった方々の足としても当然考慮していかなければならないというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

それですね、今課長がおっしゃったように、自動車を運転できない方、高齢者の方ですとか子供さんの方というのもそうなんですけれども、当然通院等買い物とかにバスをもっと

利用したいという声も、私自身多く耳にしています。それは当然ながら、1週間に2回という今の利用の——コースによってですけれども——回数だとも思うんですが、この利用者の方の行動パターンから、目的に沿って想定したコースづくりをベースに当然話を進めていただきたいと思っています。

平成22年度の10月国勢調査で、基山町が人口1万7,832人、そのうち65歳以上の高齢者の方が22.4%の割合でいらっしゃいます。これは24年度の佐賀県市町村ハンドブックに記載されている数字なんですけど、今までの循環バスの利用者の目標数値ラインの基準設定というのはどのようにされていましてでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

天本まちづくり推進課長。

**○まちづくり推進課長（天本正弘君）**

そういった今おっしゃいます目標基準といったものは、先ほど申しましたけれども、やはり福祉目的というふうなことで、従来の循環バスはそういった目標はなかったと思います。それで、各地域の中を細かく回って、そういった福祉関係でお年寄りの方を運んで、いろいろな施設といったところに行っていただくというふうなことだったと思っております。

**○議長（後藤信八君）**

牧園議員。

**○3番（牧園綾子君）**

では、以前、大山議員とかもどれぐらいの利用者数がありますかという質問とかをされたと思いますけれども、この年間利用者数というのは、結果として、先ほど最初に言いました事業概要が高齢者、障がい者の方の外出支援を目的にということを一応うたっているから、結果としての数字でこれだけの人数でしたということだけなんですか。一応この数字をもとに、どのコースではどれぐらいの利用があったとかという分析等は何もされなかったということですか。

**○議長（後藤信八君）**

天本まちづくり推進課長。

**○まちづくり推進課長（天本正弘君）**

路線ごとの利用者数、そういったものは当然把握をいたしておりますけれども、じゃ、それをこの路線のところは何人が目標だといったことの設定はいたしておりません。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

今後は当然事業概要と外れて地域公共交通ということを考えて上でのことになるから、当然目標数値も決めなくてはいけないかなと思いますけれども、そういうふうに考える場合に、その目標数値というのは町の人口に対してのパーセントでしょうか。先ほど私が出しました65歳以上の方のパーセントを言いましたけれども、その高齢者の方を中心にしてパーセントを掲げられますか。どういうふうにお考えですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

これは私たちが今考えていることをちょっと申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、やはり議員おっしゃいますように、これから高齢化社会が当然到来してくるわけがございますけれども、その中でやはり今後の10年後といったときに、今は車が運転できている方もいらっしゃいますけれども、その方が車が運転できなくなったことに伴って、その足となるといったものはやはり循環バスを利用させていただいて、その方々が家にずっといらっしゃるのではなくて、やはりいろいろな施設へ、基山町はいろいろな施設が充実しておりますので、そのところに出ていっていただいでコミュニケーションをつくっていただく。そういったことによって、ある程度の生きがいといったものをつくっていただきたいというふうなことで、今後はやはり台数とか毎日の便数とかといったことも考慮して、やはりそこが地域公共交通という原点だと思いますので、そのような改善、そのようなことを踏まえたところを今計画をいたしておるところでございます。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

今のお話で、今後10年間を視野に入れて、そういう方々をターゲットとしては中心に考えているという認識でよろしいですね。もう一回、済みません、確認ですけれども。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

当然、地域公共交通確保の維持改善事業といった国の事業を導入してやっていきます。それにおきましては、3年サイクルで見直しをやっていきなさいということが義務づけられておりますけれども、やはり3年では短うございますので、中長期に10年スパンぐらいの期限を持った計画を立てていくことが重要ではなかろうかというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

ちなみに、みやき町のほうでは先ほどの65歳以上の方のパーセントは28.1で、基山町より高いという点では見直しを急がれたのかなという印象でした。

そこで、民間のように収益の上がる形態で考えるバスとは少し違いますが、ベース部分はやはり、先ほども課長がおっしゃるようにターゲットを絞って考えていく必要があると考えます。そこで、10年後、私たちの年代でも10年後はひょっとしたら免許を返上しているかもしれないんですけども、そういう年齢の高い方だけではなくて、例えば赤ちゃんのいるお母さんでも「子育て交流広場をバスが利用できればもっと活用できるのに」という声も実際にそちらのほうでお伺いしたときに割とそういうのもあったんです。先ほどの質問とちょっと重複しますが、利用に際してこういう方もいらっしゃるという想定は想定の中に入ってますでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

当然、先ほど町長の方から答弁がございましたけれども、地域公共交通調査事業というのを今回行います。その中で、あらゆる方のことをサンプルといたしましてそういった調査を行います。その中に町民の方の要望といったものがどういう点にあるのかと、今おっしゃいますような、いろんな施設には必ず立ち寄りたい、または病院にも立ち寄りたいというような要望は当然上がってくると思いますので、そういったものを踏まえて停留所は当然そのあたりに配置をしていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

### ○3番（牧園綾子君）

済みません。あえてこういう対象の方を言ったのは、子供を抱っこして座るということは1人分では無理だから、定員の人数の上で、高齢者の方が荷物を持って座るのは1人ですけども、赤ちゃんを抱いて荷物を持つときは、それは1人分では難しいので、あえてこういう方もそういう声があるし、忘れないでいただきたいということですね。一応事業概要はもう大きく外れなくても、基本そこからスタートしていますから、こういう若くてふだんは家に車があって運転も本人ができるでしょうけれども、お父さんが乗っていけば自分が1人ということで、車があればという声がこの若い世代の方からあったから、これをちょっと頭にとどめておいてほしいと思って言いました。

現在の循環バスで利用者数が多いわけではないんですが、各路線で利用時間帯によって、先ほどから言います定員オーバーということで、後ろをタクシーが走るという状況も現在あります。もうこれは御存じのことと思います。これから開かれるこの会議の中で、このコミュニティバスを利用する多くの方たちのイメージを具体的にさらに細かくはつきりすることで、現在あります路線の園部線、それからけやき台・宮浦線、それから小倉・長野線と、この一律のコースづくりでいいのかというのを今回話し合いの中にぜひ入れていただきたい。先ほどから「コースで分析されましたか」と聞いたら「人数は」と言うけれども、人数の中身なんですよ、問題は。だから、せっかく見直しをするのであれば、どこのコースはどういう方たちが多く利用して、それで路線の中のこういう場所に乗りおりをされているということがわかると、最初からの地域公共交通をつくるのとは違うから、今あるのを利用してさらによくしようということだから、その辺の具体的な細かい部分、それをちょっともう少し話し合いの中で加えていただきたいというふうに思っております。

そこで2の質問をいたしました。地域公共交通会議での内容及び構成メンバーを聞いたのですが、この地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会というのは、みやき町のほうで伺ったら「同時進行しましたよ」ということだったんですが、基山町のほうもそれでよろしいでしょうか。

### ○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

### ○まちづくり推進課長（天本正弘君）

議員おっしゃいますように、法定協議会のほうを先に協議をやるんです。そうしまして、

その中で素案をつくったものを地域公共交通会議に上げるということですので、委員さんもほとんど同じでございますので、あえて言うておりますのが、地域公共交通会議で合意を得るというようなことでございます。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

それでは、一応ハンドブックには、構成メンバーが若干違っておりましたので、どういうふうにメンバーをと思いましたが、並行して一緒にほとんど変わらないメンバーでということだったので、それはそれでいいんですけれども、そうしたら、この12月議会でこちらの地域公共交通会議の委員の方の報酬とか上がってましたけれども、では、こちらのほうは委員としての報酬は発生しないんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

同じ日に会議をやりまして、法定協議会のほうを前段でやって、その後に地域公共交通会議を開催すると。どの自治体も大体そのような方向でやっておりますので、本町もそのようにやっていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

わかりました。それでは、この会議により効果的な議論合意形成を図ることが必要となるということで、アドバイザーの確保等を促す文言がこのハンドブックの中でもあるんですが、アドバイザーは加える御予定ですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

それはアドバイザーを設けていいというふうになっております。しかし、これをやっていくまでに、うちの職員も1年間相当な講習会、それからアカデミーとかといったところまで行って、それ相当の勉強をやってきておりますので、十分対応できるのではなかろうかとい

うふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

力強い言葉で安心をいたしました。やはり協議をスムーズに進めて、そして、一応予定どおりに進めば早い時期に、もう来年には改善された形のバスがということもちょっと以前のお話の中で課長から聞いて、「もう早く早く」とせかされている高齢の方、高齢と言っては失礼なんですけれども、そういう方たちに返事として「こうですよ」と言えるということはすごく私としてもうれしく思っています。

それで、そういう勉強された職員の方が入ってスムーズに進めていくというのはよくわかったんですが、みやき町のほうでも、そういう担当職員はいらっしゃるけれども、ほかの仕事も含めて一緒にやっていくのでこればかりにかかっているといられないと。そして、補助金等の申請とかもあるので、コンサルに入ってもらって進めて段取りよくできたということをおっしゃっていたんですけれども、基山町のほうでも一応予算のほうには上がっていたと私は見たんですけれども、コンサル、ちょっとその辺の確認をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

町長のほうから答弁がございましたけれども、まずは今、佐賀陸運支局と打ち合わせをいたしておりますのは、もう2月にその調査業務の申請はいたしております。それを大体5月ぐらいには内示、内定を出されるんじゃないかなというふうなことです。その後その調査業務をコンサルのほうに発注をいたしたいので、やはりその中で言われておりますのが、しっかりした調査業務をやらないと、コンサル任せではいけないということもあります。しかし、その中で先ほど言いましたように職員もしっかり勉強しておりますし、コンサルのほうで現実的には全国の自治体のほうを受け持ったところのコンサルでございますので、コンサルのほうがある程度ノウハウを持っているわけですね。しかし、それに負けないような我々も知識を持っておきませんと、コンサル任せになってはいけないというふうなことで思っております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

すごく力強い言葉で、すごく安心をいたしました。一応、このコンサルが入るのは、確認ですけれども、協議会設立のどの段階になるのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

協議会にはコンサルのほうも全て出席させたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

12月議会の答弁の折に、課長のほうから「国からの補助がありますから」ということもおっしゃったので、一応調べてはいるんですけれども、これはどういう補助金で活用するときの条件というのはどうなっていますでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

まずは、先ほど言いました調査業務、地域公共交通調査事業ということで25年度に600万ちょっとの予算を組んでおりますけれども、これにつきましては100%の補助でございます。

それから、例えばバスを運行させるとなると申請をいたしまして、その補助対象になりますとその運行費に対しておおよそ50%の助成があるというふうに伺っております。ですので、そのあたりはまだ定かではございませんけれども、それを活用して運行の充実を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

具体的に、近隣とのバランスも踏まえて会議の中で議論されていくでしょうから、細かな要望をここで言うことはいたしません。ただ需要予測した年間利用者数、これからある程度これぐらいはというのを決められると思うんですけれども、それが昨年の循環バス検討委員

会の中でも、有料でも構わないからということでの結論、もっと利便性を上げてくれという結論が出て、それを考慮してということも先ほどのお答えの中にもありましたので、一応大きな誤差が、50%は運行費の対しての補助になるであろうということですが、大きな誤差が出たら、また負担が予想以上にふえるということもありますので、その辺はよく検討していただきたいと思います。

そういうことで進んでいくと、当然3の質問にあるアンケートということになってくるんですが、一応6,500世帯のアンケートをとって決められたパーセントをクリアしたいということをおっしゃられたと思うんですが、これはクリアというのはどれぐらいの数字のことなんですか。

**○議長（後藤信八君）**

天本まちづくり推進課長。

**○まちづくり推進課長（天本正弘君）**

サンプルといたしましては、その数値は承知をいたしておりませんが、私たちが聞いておりますのは、サンプルをとった後に、実際的にその方々にコンサルのほうに直接向かうと。従前はサンプルを回収するというものでしたけれども、しかし今後はそのサンプルをもとに、例えばバスに実際的に乗車してみても利用客の方の声を聞く、それから、利用のいろいろな問題点を聞くということをやっていくと。そうすることが一番利用者の方の本当の声になるというふうに伺っておりますので、そういった調査までやっていきたいというふうに思っております。

**○議長（後藤信八君）**

牧菌議員。

**○3番（牧菌綾子君）**

当然利用している人と利用していない人というのは必要だという認識が違ってくると思うので、どういう形でされるんだろうというのが今の質問だったんですけども、ということは、利用していただいて声を聞くということは、その人選という形はもうコンサルに任せたらコンサルのほうでどういうふうな形をするか、それは把握をしていないということでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

私が申しあげましたのは、実際的に循環バスを利用している方にそのまま御意見を伺うということですので、サンプルはサンプルでいろいろと各家庭に散布いたしましてとりますけれども、本当の生の声といったところまで調査業務の中に入っておるということでございます。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

わかりました。私の言うアンケートというのは、議会改革のときに出したようなランダムで郵送して「どうですか」というようなものをイメージしていたので、実際の声聞くということを言われたので、そういう形が変わったのかなとちょっと思ったものですから、わかりました、それは理解しました。

では、このアンケートですが、調査を含む業務委託を発注するということですが、ここの答えの中……「交付内示予定」とありますけれども、交付が決まった場合に、既定のもの、既にシステムとしてでき上がっているものでそれがされると。もうこちらはタッチしなくて、交付がされたら「じゃ、よろしく願います」という形で、もう既にそういう形のものででき上がっているという認識でよろしいですか。アンケートに対しての。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

アンケートの内容といったものは大体定番のものがあると思います。しかし、その流れといたしまして、町長のほうから答弁がありましたように、5月に大体補助の内定が来るだろうと。だから、それを受けてコンサルのほうに発注いたします。それで調査項目を、どれぐらいの世帯数にするのかとか年齢の構成によって調査をするのか、そのあたりはまだ打ち合わせをいたしておりませんが、その中でかなりのサンプル数をとらなくてはだめだというふうなことは運輸支局のほうから指導はあっております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

済みません。説明の仕方がちょっと悪かったんですけども、既定のものというのは、中の内容の文言とかどういうことを中心に声として聞きたいんだというそのサンプル的なものが共通してあるのかなという、システム的にそういうものがもうでき上がっているのかなということでお尋ねをいたしました。でも、それは委託ということで発注されればもう向こうにお任せすることですから、それに対しては詳しくは言いません。

1つ、これに関して、循環バスに対して最後の質問なんですけれども、みやき町のほうでは町が車両を購入して運行だけを委託したと。結果、その方が経費削減になりましたという声がありました。いろんな問題はあると思うんですけども、何でそのことがよかったのかなと言いますと、車両購入して、一応いただいた車両の……ちょっと見づらいんですけども、こういうバスです。それほど大きくありません。今走っている基山町の循環バスより若干大きいぐらいです。これのドアをあけるとステップが出てくるように改良したということなんです。今現在、基山町のほうでは、御存じかと思えますけれども、おりるときに補助が必要という方には運転手の方が運転席からおりて、補助台をおりる方の足元に置かれています。これに関しての改善もこういう点でできるかなと。それは運転手の方の負担がちょっと大きいかなと思えますし、あければステップが出てくるというのはそんなに大きな費用でも、ちょっとあれに書いてこなかったのが金額は忘れたんですけども、そんなに大きな金額でもなかったし、トータル的にそのほうが経費削減になりましたということだったので、こういうことも選択肢の1つとしてぜひ入れていただきたいと思って一応言いましたので、よろしくをお願いします。

これは大変な作業だと思います。これまで、これから段取りよく行っても。でも、町民の方が本当に大きな期待をかけていますので、本当によろしく願いいたします。

1番目の質問はこれで終わります。

次に、ふるさと応援寄附金についてお尋ねをいたします。

積立金が600万1,000円になったということと24年度一般会計補正予算での補足説明の折に説明をお聞きしましたが、これはふるさと応援寄附金7つのコース全部でということでしょうか。まず確認をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

7つのコース全部で600万1,000円でございます。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

そこで先ほどの1と2の質問をしたわけですが、学校備品の購入費を計上したということですが、これは詳しく内容はわかりますでしょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

基山小学校に、古くなりまして調律をしてもなかなか音が合いにくかったり狂いやすかったりするピアノがあります。それと、基山中学校に校旗、ボロボロになって、これも何十年かたっているものだと思うんですけども、その2つの買いかえに使わせていただくことを計画はしております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

1つ確認なんですけど、平成24年度10月にいただいた資料の行政改革実施計画書にある「現状、制度ができて数年たつが活用の実績がない」、このふるさと応援寄附金ですね。それに対して、取り組み内容として「特定の事業への活用を図る」とあります。ということは、今聞いた内容は、それが具体化したということでしょうか。あるいは、こういうふうにしたいという案はずっとあったんだと。だけれども、寄附をいただいた金額がそれをするのに満たないからずっと取り組めなかったということでしょうか。いずれでしょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今までの財政課長がお答えをしているのは、ある程度の金額になるまで積み立てをすることでお答えをしていたと思います。今回、使わせていただくように計画をいたしましたのは、ある程度の金額になりまして、質問をいただきまして、25年度から使わせていただくことこの答弁をさせていただきましたし、その時期であろうということで使わせてい

ただ計画をいたしました。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

ということは、いろいろ考えていたんだという認識でいいですね。

それで、この応援寄附金ですが、7つのコースでこういうことに使用しますという使用目的をホームページのほうで説明されております。詳しくそれがどうこうということは言いませんが、例えば“がばよか子に育て、基山っ子”コースでは「子育てを支援する事業や文化振興事業に使います」。“基山よかところ、住みやすか”コースでは「都市公園や近隣公園の整備資金として使用します」。“基山のがばよかところ次世代に”コースでは「大興善寺を結ぶ散策ルートの整備資金として使用します」。内容的には全然重複するところがない別の事業だというふうに認識をしたんですが、コースごとの使用目的がこれほど大きく違いますが、お金がたまっただから一応事業ができるということを使うとなると、この使用目的が違うコースをまたがって寄附金を使うということになるんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

寄附をいただく場合には、寄附者の方にどのコースに寄附していただくかを選んでいただいて寄附をいただいております。その寄附を使わせていただく場合については、その寄附をいただいたコースに合致するかということと、あと1つ、その事業が税金を使ってすべきものじゃないかという観点で検討もいたします。もしそれが税金を使ってするのが当然のような事業であれば、まちづくり寄附金を使うような事業にはできませんので、それをあわせて検討して、ふるさと寄附金を使わせていただくのが適当という事業があれば、それに使わせていただくということにしております。以上です。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

それで、一応コメント付で寄附をして、それぞれのコースに賛同した方の——答えとなるかどうか分かりませんが——使用目的と違うけれども基山町のために使いましたという報告

で一律これから、今までは利用がなかったわけですが、「こういう形で利用しました。こういう内容のものを購入してこうしました」というその報告は、今言ったようにコースが違って、問題なく基山町のために使いましたということで報告をされるということでしょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

まだそれは考えている途中ですけれども、例えば25年度に実施予定の事業にいたしましては、広報等に掲載をしまして、この事業についてはまちづくり寄附金で実施をさせていただきましたという広報はしたいと考えております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

今まで使っていなかったのに、使ったということになると報告ということが必要かなと思ってちょっとお尋ねをいたしました。

そのコースに書かれた使用目的以外でも基山町のために使うんだからいいんじゃないかということで、逆にこんなにたくさんのコースを考えられて出されたのか。寄附を呼びかけるのが必要だから、いろんな形もあるからこれにどうか賛同してくださいということで、7つもコースをつくったのか。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

この7つのうち6つはある程度具体的な事業ですけれども、1つ、“町長にまかすっぱい”コースというのがありますので、これに該当しない場合には“町長にまかすっぱい”コースにさせていただくようにしています。以上です。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

そういうことをなぜ聞くかと言うと、テレビの情報番組でも取り上げられていますが、ほ

かの市町村でもこのふるさと応援寄附金を募る1つの手段としていろんな工夫をされております。例えば、泉佐野市では、その土地でとれたキャベツを寄附に対してのお礼として送っているし、鳥取の三朝温泉では温泉に入湯できるチケットなどを送っているという内容がテレビの番組で取り上げられておりました。物を送るのがいいということを言っているのではなくて、そこまでして「このふるさとでいろんなことに活用したいのでお願いします」というその必死な感じ、これが「ふるさとに目を向けて」というメッセージとして出しているように感じたもので、私はそれをちょっとお尋ねするんですが、そういうことに対してはどういうふうに思われますか。

**○議長（後藤信八君）**

城本財政課長。

**○財政課長（城本好昭君）**

確かに議員おっしゃっていただくように、PRとしては不足をしているのかもしれませんがけれども、今までのようにある程度の金額になるまで積み立てますということだけでは、なかなかPRはしにくかったという状況がございます。以上です。

**○議長（後藤信八君）**

牧菌議員。

**○3番（牧菌綾子君）**

ということは、応援寄附金が集まればいろんなことをしたいという案はお持ちのようですね。

この「ふるさと応援寄附金はどうやってするの」というタイトルで基山町のホームページのほうにも記載されております。ただStep3のところ、基山町の控除を受けるための方法が異なる説明が出ておりますが、後は詳しくは御相談くださいということで記載が終わっております。じゃ、自分が寄附をしようと思うときに、どれぐらいの内容になるんだという目安になるような一例があればわかりやすいのにと感じておりましたら、平成24年度11月15日発行の基山町の広報に出ておりました。夫婦と子供2人の世帯で年収が700万、それで3万2,000円の寄附をした場合で、図もわかりやすくよかったですのですが、こういうのをホームページに、現在は文章だけでちょっとわかりづらいんですけども、そういう掲載ということは難しいでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

なかなかわかりにくい説明で申しわけなかったと思いますけれども、できるだけ皆さんにわかっていただくような掲載方法にはしたいと考えています。以上です。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

そんなふうに変われれば、よそのことを言って申しわけないんですけども、ふるさと納税に関しては、ふるさと納税応援サイトというサイトでは、このことに関してすごくわかりやすくかみ砕いて解説をしております。そこができるまではこういうサイトのリンクを張ることも検討していただければと思いますが、とりあえずこれからやるということですので、これに対しては要望はいたしません。

何でこれを強く言うかと言いますと、私はこのふるさと応援寄附というのは余りよく知らなかったんですが、今回質問をするということでもいろいろと読んでみますと、いろんな市町村のサイトの中で、ちょうど近くの久留米市のサイトの中に、事業の説明、「こういうことに利用します。寄附をお願いします」ということの説明と写真、それから、その内容をコメント付で、非常に「こういうことにならしてほしい」「こういうことに利用してほしい」と思わせるような内容だったので見やすかったんですが、その中で先ほど言いました寄附をしていただいた方に、これは1万円以上で数回にわたっても年1回送っているものですが、7つのコースがあったんですね。写真がないのでわかりづらいんですが、例えばかすりのランチバッグと箸入れ、本場久留米の豚骨ラーメンセット、それから、筑後平野旬の野菜ジャムセット、地酒セット、特別栽培米・野菜セット、旬の果物、この中から1つ選べますと。そういう形で人の目を引きつけるというものが出ておりました。私のほうのふるさとの鳥取のほうでも、倉石ではロールケーキを手書きの手紙を添えて送っているそうです。

要は、物を送るという行為ではなくて、そういうことによって、ふるさとを思って寄附をしていただいた方にありがとうという気持ちが伝わるんじゃないかということなんです。同時に、ふるさとを離れた人に、「今現在のふるさとがこういう状況です」ということも伝えられると思っています。そして、ふるさと納税というのが、自分が出たところのふるさとだけというふうな規定があるわけではないから、出身地以外でも、例えば学校時代にお世話

になって、第2であろうが第3であろうが「ふるさと」という意識を持っているところであるとか、それから、今度の震災であったような東北、今も頑張っているけれどもまだまだ応援が必要だねというところにも、応援したいふるさととして寄附ができるという、こういう選択肢を持っている、自由に選んで寄附できるというところが、このふるさと応援寄附のいいところだなと思うし、だから、基山町でも基山町を出て行った方だけに出すという情報ではなくて、「基山町ってどこにあるの」「ああ、福岡から近くのこんなところでこういう場所なんだね」というその発信にもつながるといふことで、ぜひ先ほどの強いアピールをしていただけたらと思うんです。

それで、12月議会で、別に揚げ足をとるわけではないんですけれども、木村課長が「寄附の方に対してお礼のはがきとか出しておりません」ということでしたけれども、今後は利用してこういう形で使用させていただきましたということをホームページないし広報に出されると思いますが、今後はぜひ御検討ください。温かい気持ちが伝わると思いますが、これは答えは結構です。（「要らんと。回答する。できる。お礼の話は」と呼ぶ者あり）

一応質問はしていませんけれども。（「質問はしてないけど、いい。要望を言うとなんやけど」と呼ぶ者あり）要望ですね、はい。早口で済みませんでした。

それで、一応今言ったように、ふるさと応援ということが制限がないということで、自分の出身地でなくてもできるということで、そして、それが寄附としてというよりは税金の控除があるということでメリット、ただ単に例えば例として3万2,000円と言ったけれども、3万2,000円全部が寄附というのではなくて、その幾らかが寄附としてということで、あとは税金としてちゃんと認めてもらう、できるということの内容が説明書の中でわかりやすいページが多いので、それを採用してくださいということを言いたかったので、応援寄附の条例もここに答えにあるように読んだんですけれども、具体的に検討していく上で問題はないと思いますが、そういうふうには例えば利用して物を送ろうというふうになった場合に、この条例に何かそれを追加するようなことというのは必要なんではないでしょうか。

○議長（後藤信八君）

ちょっとその前に。

じゃ、小森町長。

○町長（小森純一君）

ちょっと済みません。今のあれじゃないんですけれども、先ほどお礼の手紙もというよう

なことがございました。12月議会でどういう答弁したのか、ちょっと私も覚えておりませんが、しかし、お礼の手紙はお出しはしております。私が署名、名前を書いてお出ししているということはもう確かだと思います。それだけではなくて、本当にもっとありがたい気持ちということであれば、物産が果たしてどうかと思いますけれども、せっかくなつくっておりますきやまんのストラップなり、あるいはクリアファイルなり、あるいは広報なり、何かそういう形でも情報発信するようなこともやっぱり考えていくべきだろうというふうに思っております。

**○議長（後藤信八君）**

城本財政課長。

**○財政課長（城本好昭君）**

町長が今答弁しましたように、寄附をいただいた方には、町長が自署していただきましたお礼状ときやまんのキーホルダー、それからシール。町外の方には観光パンフレット、それから町外で必要と言われる方には広報を毎号送付をいたしております。以上です。

**○議長（後藤信八君）**

牧菌議員。

**○3番（牧菌綾子君）**

それでは、私の聞き違いだったのかと思いますので、失礼いたしました。

一応、先ほど最後に聞いた要綱のことですけれども、今ストラップとかを送っているということですが、じゃ、この要綱を読むと、何かお金をためて基金をためておいて、先ほどから言われるように、ある程度のお金がたまったら使うというようなことが目的としてつくったような内容かなというふうに着目した見方で読んでみれば、じゃ、もっと積極的に寄附を集めようということでの動く資金として、先ほどよそはこうですよという内容をするとなったら、この条例自体は別に問題なくこれで行くんでしょうか。ちょっとよくわからないんですけれども。

**○議長（後藤信八君）**

城本財政課長。

**○財政課長（城本好昭君）**

広報活動と寄附の要綱と基金条例は全く別物でございますので、寄附をいただくために広報活動の一貫として物を差し上げるとか、そういったものとはまた別だと思います。ただ今の

ところは、それに物産を差し上げるとかというようなことは計画はいたしておりません。以上です。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

ということは、目的は応援寄附金を募って、もっと地元で使えるような形でということが目的であっても、広報活動ということで予算は別に、例えば基山でも農産物いろんながありますけれどもそれを使おうとなったときには、じゃ、別の項目で予算を上げるというようなことになるんですか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今申し上げたのは、そういう考えは今のところありませんというふうなことを申し上げたんです。以上です。

○議長（後藤信八君）

何かすれ違ってるね。（「違う」と呼ぶ者あり）もう少し丁寧に。（「はい、ゆっくり」と呼ぶ者あり）

○3番（牧菌綾子君）

ゆっくり言いますけど、そういうことを考えていないというのは、今現在わかります。私としては、よそもこんだけやってそれだけ集めて、こういうふうにテレビにも取り上げられホームページでもどんどんやっているということは、その成果があったということであろうから、基山町では例えばそういうものを設定したときに、基山の米はある、アスパラはある何かといういろんなものがすぐにでも浮かぶぐらいあるのに、今は考えていないと言われるけれども、じゃ、きやまんの時もそうでしたけれども、考えていないと言われたけれども、実際にやり出したらきやまんをドンと前面に出してあるから、じゃ、そういうものを使って応援寄附を呼び込もうとなったら、この条例の中でそれができる、うたってあるものがよくわからないので、お金が発生するでしょうから、それを結局、広報ですからとおっしゃったから、じゃ広報のための、これを集めるお金であるのにまた別に予算を上げないといけないんですかということをちょっと聞いたんですけれども。

○議長（後藤信八君）

根拠となる条例は、要綱はそのままでもいいのかということでしょう。

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

予算は当然別立てで計上する必要があると思います。根拠にしましては、基山町ふるさと応援寄附要綱の第3条2項に、5,000円以上の寄附者に対して礼状及び記念品等の贈呈を行うということで該当になると思います。以上です。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

わかりました。読み込み方がちょっと足りなかったということで、わかりました。でも、ぜひ基山町もそういう形のものでアピールをしていただきたいということの要望だけ入れておきます。

次の質問に移ります。

3番目の質問で、生涯学習推進計画ということで、これは非常に質問するほうもよくかみ砕いて質問しないと質問しづらいし、答えるほうもどうだという答えがないということをお尋ねするので、非常に難しいなと思っているんですけども、第4次総合計画の中に、24年から26年の実施計画にその生涯学習体制の確立の内容として、生涯学習推進団体の設置を検討し、体系的な推進体制を確立する。生涯を通じての読書支援、学習支援を行うというふうにあったんですが、24年度は検討とあるだけでしたが、25、26はちょっと空欄だったので、結局これをどういうふうにつなげていくんだろうということでの質問で1と2をいたしました。

この部分は具体的に説明するための表現がもう多岐にわたっているのでお答えも難しいだろうと思いますが、先ほどの質問に対してのお答えで、大体そうだろうなという感じなんですけど、現在、こういう生涯学習推進団体と認定される、把握されている団体は基山町に今幾つぐらいありますかでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ちょっと数字的には把握をしておりません。とにかくそういう生涯教育の団体ということであれば、全くそれこそ多岐にわたるということ、スポーツから何から全て文化系からも入りますので、そういう団体を数えればわかると思いますが、ちょっと今のところは把握しておりません。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

数字はざっとでよかったですけれども、じゃ、活動は、一応確認なんですけれども、どこを使用して今なっていますでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

文化系であれば町民会館、スポーツ系であればやはり総合体育館とか多目的運動場というふうになると思います。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

それで、2012年9月の新聞なんですけど、昨日の品川議員の質問ともちょっと重複するところがあるかと思いますが、老人クラブの現状について書いたものがありました。自分で張ってきたんですけれども、この大きな項目として「時代に合わせた活動を」という項目で出ておりました。これが内容的には、高齢者と言われる方の人口はふえているのに、地域の高齢者と言われる方たちが集まる老人クラブと呼ばれる場所が、ピーク時から2割も減少している。クラブの目的は地域活動を通じた生きがいと健康づくりであると。そして、第一線からリタイアされた方が地域に仲間を広げ、趣味や社会貢献活動に取り組む方が多い現状を伝えております。そして、その中で伝統料理を教える教室の開催ですとか、夏休み中のラジオ体操の主催であるとか、小学校の授業で裁縫、女性の方ですけれども、教えたりというようなことが社会的な評価を得る事業につながっていると。

だから、時間があるからするのではなくて、やはりそのしたことによって「ありがとう」というか、すごくいいことをしていただきましたという、自分の時間を使ってやっているこ

とが満足するというのではなくて、そういう評価に、社会的な評価につながるということでやっている方が、そういうサークルに入ってやろうということにつながっているというので、そういう活動で横浜市では会員増加をしているクラブも幾つもあるということでしたが、基山町の現状はきのうのお答えでは余り芳しくなかったんですが、もう一度その辺どうでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

どこかな、これは。老人クラブ。（「いいですか」と呼ぶ者あり）牧菌議員。

**○3番（牧菌綾子君）**

済みません。早口で申しわけないんですけども、読みましたように新聞で伝えているのは老人クラブの現状で、高齢者はふえているのにクラブに入る人が減っていると。それは要は、自分の時間を費やすためにクラブに行っているということでは余り続かないと。要は、いろんなことを知っているけれども、社会的に貢献をしているというふうに認められる、そういう評価を得ているということが、そういう活動をしている人の生きがいにつながっているということを言ってあって、横浜市でもそれで、全国的には2割減っているんだけど、横浜市では逆にふえているという現状があるということをお伝えして、基山町ではどうでしょうか、現状はどうでしょうかという。

**○議長（後藤信八君）**

生涯学習だな。内山教育学習課長。

**○教育学習課長（内山敏行君）**

ちょっとお答えが難しいんですけども、老人クラブのほうはまたそういう現状だということで、実態的には数が減っているということだと思います。ただ、別の社会教育団体、文化活動をされているとか、スポーツをされているほうにも、そういう年代の方が分散してずっと入っていかれていると思うんですよね。だから、そのあたりが1個1個を捉えると少なくなっていく団体もあるし、逆に、スポーツ系に流れてそういうスポーツのほうの高齢者のクラブみたいなところに集まられているというのもあると思います。そこら辺がちょっとバラバラな部分、生涯学習としては捉えると、全体的に体系的にバラバラになっているのではないかなという気がします。やはり生涯学習推進計画というものをつくるとすれば、そのあたりを明示しながら基山町を全体として盛り上げるような方向づけをしなければならないのかなと思っていますけれども、その計画自体はなかなか簡単につくれないという状況でござ

います。

○議長（後藤信八君）

もうちょっと時間。

小森町長。

○町長（小森純一君）

老人クラブが出ましたから、きのう、私、ちょっと老人クラブのお答え申しました。やはりそういう形であるべきだろうと。そうしないと、ただ自分たちでどうのこうのだけではなくて、やはりそれが世の中のみんなにも役に立っているんだと、楽しむんだというそれが相まって、老人クラブはこれから活性化できるのではなかろうかというふうには私は思っています。申しわけありません。

○3番（牧菌綾子君）

それでは、途中になりましたけど、終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で牧菌綾子議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで休憩します。

～午後0時00分 休憩～

～午後1時00分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に、重松一徳議員の一般質問を行います。重松一徳議員。

○6番（重松一徳君）（登壇）

6番議員の重松です。

私はよく「発言、行動には責任を持たなければならない」と言っています。それは町民に対して責任を負う立場に我々議員はいますし、当然町長を初め執行部、職員も含まれます。今回、健康福祉課長が3月4日付で自己都合退職し、その後の課長不在のことに對して町長の説明の曖昧さに、大変私は不満を持っています。町長が推進している協働のまちづくりの基本は、町民と議員、そして町長を初め町職員が一体となつてのまちづくりのはずです。しかし、その協働が空文句になっているのではないのかと私は危惧しております。お互いの立場を尊重しながらも緊張感を持ち、そして切磋琢磨していくため、発言、行動に責任を持って町政に当たっていかなければならないというのを前段申し上げまして、一般質問に入りま

す。

今回は3項目について質問いたしております。

質問事項1として、臨時職員、嘱託職員について質問いたします。この問題については、過去何度も質問してまいりました。住民要望も多様化し、また地方分権が進み、行政に求められる業務は格段に増加しておりますが、職員は減少しております。その穴埋めを臨時職員、嘱託職員がカバーしているのが実態です。今回はぜひとも待遇改善を一步でも進めていただくよう要望しながら、質問をいたします。

まず、第1点は、平成25年度の臨時職員、短期雇用を除いたところで、各課に何名の予定か説明をください。

第2点に、12月議会での一般質問の続きにはなりますが、臨時職員に交通費を支給しない根拠は何でしょうか。

第3点に、皆さん職員は基山町職員通勤手当に関する規則で通勤手当が支給されておりますが、臨時職員に対しても基準に準じて月額、日額で支給すべきだと思いますが、どうでしょうか。

第4点として、臨時職員、非常勤嘱託職員は雇用期間が取扱要綱で決まっています。例えば、臨時職員は4カ月だったり、非常勤嘱託職員は1年だったりするわけですが、取扱要綱を見直して雇用期間の延長ができないのか、質問いたします。

次に、下水道事業について質問いたします。

基山町の下水道事業は平成12年3月に基山町公共下水道事業全体計画を策定しました。現在は、全体計画面積544ヘクタールのうち、平成24年度末で252ヘクタールが面整備が終了し、今回見直しが検討されております。私はぜひ見直しをしなければならないという立場で、基本的事項を含めて質問をいたします。

第1点は、今回の下水道事業全体計画の見直しの理由は何でしょうか。

第2点は、当初全体計画の面整備面積544ヘクタールの事業費と今回の見直し事業費との比較額を説明ください。また、費用対効果はどのように試算されておりますでしょうか。

第3点は、今回の見直しで下水道事業の全体構想が決まるのか、質問いたします。

第4点は、具体的事業計画の見直しの検討資料になりますので質問いたします。まず、今日までの認可区域255.8ヘクタールのほか、つまり基山町の全体計画の544ヘクタールから今日までの認可区域255.8ヘクタールを引いた288.2ヘクタールのうち、つまり今から先基山町

が下水道事業を進めていこうという面積にもなるわけですが、その中の世帯数と合併または単独浄化槽設置世帯数について説明をください。

第5点は、今回の見直し計画案では65.2ヘクタールを全体計画面積から削除予定ですが、その65.2ヘクタールのうちの世帯数と合併・単独浄化槽設置世帯数を説明ください。

第6点目は、長野地区、立野工場地区内の企業は独自に浄化槽設備を持っておりますし、7区の公害対策委員会では年に1回巡回点検をしておりますが、今後の公共下水道への接続の見通しについて説明をください。

第7点は、先ほど第5点で質問しております65.2ヘクタールは、下水道見直しを行って個別処理、つまり合併浄化槽での汚水処理を行う計画になるわけですが、合併浄化槽設置の早期化と維持管理費の一部補助はどのような案があるのか、説明をください。

質問事項3として健康福祉について質問いたします。

国の施策がコロコロ変わり、難しい問題を内包しながらではありますが、町民の健康維持と今後ますますの長寿社会に対応していくための観点から、4点質問いたします。

第1点は、特定健診、特定保健事業の指導が平成20年からスタートしましたが、受診率の推移と受診率向上に向けての具体策について説明をください。

第2点として、その特定健診に取り組むに当たって、住民の健康意識の変化はどのようななったでしょうか。

第3点に、介護保険制度に適用にならない元気な高齢者が、今後とも健康維持していくための具体的な取り組みについて説明をください。

最後に、佐賀県がん対策推進計画がありますが、町内の肝炎ウイルス検査の受診状況について説明を求めまして、第1回の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

重松議員。全体計画は554で正解ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）2回ほど544と言ったから。（「済みません。554です」と呼ぶ者あり）はい。全体計画は554ヘクタールということで統一してください。

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

重松一徳議員の御質問にお答え申し上げます。

まず冒頭に、課長の退職と、私が日ごろ申し上げておる協働と、ちょっと違うんじゃない

かというようなお話ございましたけれども、ちょっとその辺は私も重松議員とは見解が違うと言いますか、考え方がちょっと違うなという感じを持ちましたので、ちょっと一言言わせていただきます。

質問事項の、まず最初に、臨時職員、嘱託職員についてということでございます。

(1)平成25年度の臨時職員（短期雇用は除く）は各課に何名かということでございます。総務課1名、財政課1名、健康福祉課3名、まちづくり推進課1名、農林環境課2名、教育学習課3名の予定でございます。

それから、(2)の臨時職員に交通費を支給しない根拠は何か。そして、(3)交通費を職員通勤手当に関する規則に準じて月額、日額で支給すべきではというようなことでございます。これは(2)(3)あわせて回答いたします。基山町非常勤嘱託職員取扱要綱第6条第2項で、非常勤嘱託職員には報酬のほか、いかなる手当も支給しないとなっておりますのでございます。

(4)の臨時職員・非常勤嘱託職員の雇用期間の延長をできないかということです。現在の雇用期間は、基山町非常勤嘱託職員取扱要綱第3条第1項で、雇用期間は1年間となっております。今のところ、雇用期間の延長は考えておりません。

2項目めの下水道事業についてでございます。

(1)下水道事業全体計画の見直しの理由は何かということです。本町の公共下水道事業は、一部を除き、町内全域を宝満川上流流域下水道で処理する計画としておりましたが、宝満川上流流域下水道と宝満川流域下水道の処理区再編計画が福岡県で検討されており、本町の事業費と整備スケジュールの面に大きく影響を与える見通しとなっております。このような経緯と厳しい財政事情の中、効率的、効果的な事業運営を実現するために、公共下水道と合併処理浄化槽のどちらで汚水処理したほうがよいのかを見直す時期となっているためでございます。

(2)当初全体計画の554ヘクタールの事業費と全体計画見直しでの事業費の比較額は、また、費用対効果をどのように試算しておるかということでございます。平成12年3月に策定した当初全体計画の処理区を宝満川上流流域下水道で試算した建設事業費は226億7,700万円でございます。平成24年3月の全体計画見直しにおける処理区を宝満川流域下水道で試算した建設事業費は104億5,700万となっております。

費用対効果の試算は、集落ごとに公共下水道で集合処理した場合と合併処理浄化槽で個別処理した場合、それぞれにかかる建設費と維持管理費の合計を耐用年数で除算して年価換算

し、どちらが効果的か比較検討を行ったものでございます。

(3)の今回の見直しで下水道事業の全体構想は決まるのかということでございます。今回の見直し案を基本とし、福岡県、佐賀県との協議を行いながら、地元説明会を開催する予定であります。それを経て全体構想を策定いたします。

(4)の認可区域255.8ヘクタール外の世帯数と合併・単独浄化槽設置世帯数とはということです。認可区域外世帯が約1,800世帯あります。浄化槽の基数は、合併処理浄化槽が約630基、単独浄化槽が約160基であります。

(5)削除予定区域65.2ヘクタール内の世帯数と合併・単独浄化槽設置世帯数とはということです。削除予定区域の平成24年3月末現在での世帯数では約500世帯で、合併処理浄化槽が207基、単独浄化槽が24基となっております。

(6)長野工場地・立野工場地内企業の公共下水道接続の見通しとはということです。基山町公共下水道全体計画において、長野地区内の企業は下水道に接続する計画としております。平成23年度に長野地区の企業にアンケート調査を行いました。大半の企業において接続する意向であることを確認しましたが、企業が下水道接続をしなかった場合、本町の下水道事業並びに流域下水道に大きな影響を与えるため、慎重に進めていかなければならないと考えております。

(7)削除予定地域の合併浄化槽設置の早期化と維持管理費の一部助成はどのような案があるのかということです。削除予定地域の合併処理浄化槽設置の早期化については、今後も引き続き合併処理浄化槽設置に係る費用に対し補助を行い、設置の推進を図ってまいります。維持管理費の一部補助につきましては、近隣市町において合併処理浄化槽の維持管理費に対し助成を行っているところがあるため、現在、検討を行っているところでございます。

3項目めの健康福祉について。

(1)特定健診の受診率の推移と受診率向上に向けての具体策ということですが、平成20年度35.9%、平成21年度35.9%、平成22年度36.8%、平成23年度37.8%です。広報やホームページ、それから対象者への個別通知により周知し、受診勧奨いたします。また、区長の会合や各種教室などの機会を利用して、受診について呼びかけを行います。

(2)の特定健診による住民の健康意識の変化とはということです。特定健診が開始されたのは平成20年度からですが、特定健診はメタボ健診と言われ、マスコミ等でも取り上げられていますので、健康意識は少しずつ高まっており、受診率も少しずつ上がっております。

(3)の介護保険制度の適用にならない高齢者の健康維持の具体的取り組みはということですので。高齢者の健康維持のための介護予防元気づくり高齢者対策事業は、転倒予防教室や筋力アップ教室を取り組んでいます。教室終了後は、町内にある自主グループ等を紹介いたしております。

(4)佐賀県がん対策推進計画があるが、町内の肝炎ウイルス検査の受診状況はというお尋ねです。佐賀県がん対策推進計画は平成20年度から開始されていますが、県の肝炎ウイルス検査事業による基山町の受診者数は、平成20年度23人、平成21年度32人、平成22年度38人、平成23年度30人となっております。以上です。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

冒頭、私が発言しましたことに対して、町長の御意見がありました。ここではこれ以上の議論はいたしませんけれども、私は全ての業務、全ての私たちの態度、そして町長の発言、職員さんたちもそれは同じだろうと思いますけれども、やはり町民の方は見ていらっしゃる。そこに対して、やはり私たちが説明責任含めて、しなければならないというふうなことだけは前もって言っておきます。

それでは、臨時職員、嘱託職員について質問している部分です。

先ほど、それぞれの課の何名かというので説明されましたけれども、これには日々雇用職員の採用予定は入っていないだろうと思います。日々雇用職員の採用予定数について説明をください。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

大変済みません。質問の内容で短期雇用と書かれておりましたので、嘱託職員だけをお答えさせていただいております。

平成24年度の実績で報告をさせていただきます。まず、税務住民課が2名……（「全体数だけで結構です」と呼ぶ者あり）全体数ですか。それでは、全体で140名となっております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今、140名と言われました。ここに平成8年、済みません、2008年、平成20年に佐賀県の地方自治問題研究所がそれぞれの自治体の臨時、非常勤職員等の実態調査アンケートを行いました。基山町もこのアンケートには答えております。そのときの平成20年のときの基山町の職員数は144名、そして臨時職員の数は93名でした。それが現実今は、職員数は職員管理定数で135名ですか、そして言われるように臨時職員は140名までふえていると。93名が5年間で140名までふえた。この理由をどのように思われておりますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、定員管理で職員の削減等をずっと行っておりますけれども、まず第1期的には、平成5年にIT化が進んだことによって職員の削減を行っております。定員管理の平成16年のときには154名ですけれども、現在が140名、来年が138名になるわけですけれども、やはりかなり人数的には減ってきておるということで、まず臨時職員の考え方につきましては、雇用を正規職員でやった場合は、まず正規職員でできる業務と正規職員以外でできる業務ということで判断をいたしております。そういう形で生涯賃金を払い続ける正規職員で行う業務の範疇と、臨時職員で軽い作業といいますか、生涯の賃金の中で考えなくてもいいというような、臨時の職員で対応できる業務という形で判断をさせていただいて、そういうふうな形でかなりの臨時職員のほうがふえてきているという現状と思っております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

大変わかりにくい回答なんですね。例えば基山町臨時日々雇用職員の取扱要綱、この第1条目的には、日々雇用職員の取り扱いの適正化を図るに当たって、正規職員と同様または類似の職務内容及び勤務条件で引き続き常勤課に勤務する日々雇用職員の発生を防止し、もって人事管理の適正な運営を図ることを目的とするというふうに書いてありますね。今言われたのは、まさしく総務課長はそれをわかりやすく説明されたんだろうと思います。しかし、基山町の今の臨時職員、もともこの臨時職員というのは、昭和54年4月1日からこの要綱ができたわけですけれども、職員の本当にお手伝い、ちょっとしたお手伝いをしてもらいま

すよというふうな発想だったんですね。しかし、言うように、業務は大変煩雑、複雑になりふえました。職員だけじゃ回らないという部分を今、嘱託職員、臨時職員にしてもらっていると。本来、正規職員がしなければならない業務を臨時職員にさせていませんか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

先ほど言った、正規職員でやらなくても臨時的な業務についての形で臨時職員がふえているということを言っておりますけれども、まず臨時職員の職種の中で数が多い、短時間の中でのローテの組み方とかそういう中で組んでおりますのが、まず保育園の保母、保育士、それから放課後児童の臨時の方、それから給食関係の調理師ですかね、その部分でもう100名ぐらいを、80名ですかね、80名を組んでおりますので、これに関しましては短時間のローテとか、保育士に関しましてはやはり不足部分等もあるし、保育士に関しましても短時間のローテで対応しているところが主に多く占めております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今言われた中身で、例えば取扱要綱の第2条に雇用期間について説明がされておりますね。雇用期間は4カ月を超えないものとする。1年間のうちこの臨時職員さんは4カ月を超えないものとするというふうな取扱要綱ですね。しかし、基山町は、3カ月3カ月でずっと更新更新更新という取り扱いをされておりますね。この取扱要綱に違反した臨時職員の取り扱いをしておるということにはなりませんか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

4カ月の期間の中で、日々雇用者については最長3カ月をして1カ月の職を離れた間で再雇用があればまた3カ月をしていくというような形をとって、これにつきましては先ほど言いました4カ月の期間内ということの判断で行っております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

ここの捉え方がおかしいんですね。1年間のうち最高4カ月を超えないというふうな捉え方がこれは本当じゃないんですか。例えば、先ほど言いましたね、嘱託職員の取り扱い。嘱託職員は1年間という雇用期間を書いていますね。1年間の雇用なんですね。この捉え方はどうですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

3カ月行いまして、第9条の特例の中での判断で、先ほど言いました1カ月間をあけて再雇用を行っておるという形でございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

特例を設けなければならないみたいな今の臨時職員の取り扱いのやり方なんですね。後でも言いますが、私はやはりここは取扱要綱そのものを見直さなければならないというのを申しておきます。

次にですけれども、臨時職員に通勤費を支給しない根拠は何ですか。先ほど言われたのは嘱託職員ですね。嘱託職員には、ここに非常勤嘱託職員取扱要綱を持っていますけれども、第6条の2に、非常勤嘱託職員には報酬のいかなる手当も支給しないというふうに明記されております。しかし、臨時職員の日々雇用職員の取扱要綱にはこの手当については記入されておられませんけれども、通勤手当を支給しない根拠は何でしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

地方自治法の報酬及び費用弁償の232の2の2の第4号の中で、条例でこれを定め……失礼しました。まず、2項で、前項の職員に対する報酬はその勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特例の定めをした場合はこの限りでない。それから、3項で、第1項の職員は職務を行うため要する費用の弁償を受けることができるということで、条例を定めれば日々雇用者については支払いを、手当としては払うことはできませんけれども、費用弁償

の形で払うことはできますが、基山町の場合は、募集要項の中でまず支給をしないということ  
とで応募を日々雇用者に対しては行っております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

そのこと自体がまず問題でもあるんですね。

それから、通勤手当は、これは手当ですか。通勤費は。私は通勤費は費用弁償だと思っ  
ているんですね。手当じゃないと。費用弁償なんだと。だから、通勤費は距離によって違うで  
しょう。基山町だったら2キロ以上から通勤手当が出ますね、職員の皆さん。2キロから5  
キロまでは2,000円、5キロから10キロまでは4,100円というふうに距離によって違いますね。  
距離によって違うということは、これはそれぞれの皆さんがその職場に行くためのどうしても  
これは最低限金がかかると、交通費がかかるという費用弁償なんですね。手当とは違うん  
じゃないですか。どうですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

先ほど言いましたように、費用弁償としての支払いは可能ということですが、募集  
要項の中で交通費については支払いをしないという募集の内容を行っております。これにつ  
きましては、不合理な労働条件の禁止ということで、通勤費については契約自由の範囲であ  
り合意によって決定となっているということで、その分については本来ならば使用者と雇用  
者の間で協議をするんですけれども、先ほど言いましたように募集の条件等の中で交通費は  
もう支払わないんだということで行っております。ただ嘱託職員については、先ほど費用弁  
償の範囲の中で、報酬の中で町外については支払わないと。その範囲につきましては、先ほ  
ど議員のほうから申されました、町内についてはうちの範疇としては2キロ以内の中でとい  
うことで、そういう募集要項の中で支払わないという条件をつけております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今から先、臨時職員、嘱託職員にしても町内には限らないんですね。例えば今回されてお

ります臨時職員、例えば有資格者なんかはもう不問ですね。どこからでもいいんですよ、基山町に限りませんよと。そうすると、逆に言えば10キロ先の方が基山町のほうに臨時職員として来られる方もあるんですね。じゃ、その方にも交通費は払わないのかと。だから、もともと今総務課長が言った臨時職員の扱いは、昭和50何年のころの職員がどうしても人手が足りないからちょっと臨時で町内の方来てくださいと、そういう発想でこの取扱要綱はつくられたんですね。しかし、今は全く、言うように臨時職員、嘱託職員の取り扱いは全然そのころと違うんですね。だから、そこを見直しをしなければならないというふうに言っています。

そして、今回労働契約法が改正をされました。大きく3つあるわけですがけれども、今嘱託職員や臨時職員なんかがいうように4カ月とか1年単位とかで切られていますけれども、更新更新5年間更新していけば、5年以降についてはこれはもう無期労働、常勤と同じ扱いの無期労働にしなければならないという条件もあります。もう一つは、それぞれ臨時労働だろうが無期労働だろうが有期労働だろうが、労働条件に不合理な差をつけたらだめなんだというのがあるんですね。とりわけ通勤手当や安全管理は同じ扱いをしなければならないんですよというのが、今回の大きな労働契約法の改正なんですね。臨時職員さん、嘱託職員さんにも職員と同じように通勤手当をつけなければなりませんよというのが今回の大きな改正です。これについては総務課長も御存じだろうと思うんですね。そうすると、基山町の今の取扱要綱は見直しをしなければならないというふうに私は思いますけれども、見直しをしようということはあるですか、そういう考えは。そして、通勤手当を費用弁償として支払うような準備はできますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

先ほど言われました、まず労働期間の有期無期につきましては、現在うちのほうでは1年最長を行っており、現状につきましては先ほど指摘いただきましたように、長期的に1年1年の労働条件をお願いをしているところです。それで、改正につきましては、5年を迎えて6年目に入るときには、6年目の契約をする時点では、労働者のほうから長期的に有期的な労働条件の中に入って申し出があった場合はそういう取り扱いをしなければならないということで、今後認識を持って対応していかなければならないと思います。その中で先ほど言われました交通費につきましては、やはり不合理な労働条件の禁止というのも今後の改正の中

に入っておりますので、それは先ほど言いました労働者と使用者の間でやっていかなければならないという認識のもとに立っていきますけれども、その分につきましては他市町とかそういうところとも足並みをそろえていく上で今後検討は進めていきたいと思っております。

それから、有期契約につきましては3年が最長になりますので、3年で2回をするときには6年目になりますので、また6年目のときにはもう自動的に有期の契約になってくるという改正の内容になっていると思っております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今、基山町の場合は臨時・嘱託職員は雇用期間が1年。それで更新更新更新で最長は5年ですね。5年たったらもう自動的にもうやめてもらっているというだろうと思うんですね。これをほかの市とか町、特に専門的な嘱託職員については、ここを今でも更新されているんですね。労働契約法が改正されるもうずっと前から、どうしてもそういう専門的な職員については長期に働いてもらうシステムをつくっておきたいというふうにされておりますね。基山町は今の段階でこの5年を更新できますか。今の取扱要綱にはそこまで、1年というふうに書いていますね。しかし、それ以後については書いてありませんよね。今でもできますか、6年7年間続けて。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

現在の判断からすれば、それは可能と思っております。基山町の場合は、他の町村の場合もありますけれども、労働条件の中で1年の最長の雇用でそれぞれに登録をしてもらって、登録者の中から面接を行って雇用をするというような形態を現在っております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

ということは、今回3月31日で臨時・嘱託職員として基山町に5年間勤めてきたけれども、6年以降についてもまた申し込みをしたいと、勤めたいといえ、これは申し込みを受けるということで確認していいですね、今の回答だったら。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

この労働契約基本法が、地方公務員の場合に該当するかどうかというのはちょっとうちのほうももう少し研究せないかんところがあると思いますけれども、現状でいけば労働者のほうから申し出があつて、6年目に入ったときには有期というような形が発生してくるというふうには考えております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私が聞いたのは、この労働契約法ではなくて、今の基山町の取扱要綱で6年以降も更新できて、基山町で勤めることができますかと聞いているんですけれども。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

現段階ではその考えでいけるとは思いますけれども、ちょっとうちのほうも、その部分については今後研究をさせていただきたいと思ひます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

現実問題として、3月31日で学校で働いている図書司書の方が5年を迎えたと、5年を過ぎたということで、このままだったらもう基山町で4月1日以降仕事ができないというふうなことが悩みがあるんですね。せつかく基山町での5年間の専門的な知識を今後生かされないと。だから、聞いています。これについてはちょっと時間が過ぎますので、ぜひ確認してください。3月議会中に、必ず今のことについては回答をしてもらうようお願いしておきます。あと詳しいことも聞きたいわけですが、ちょっともう下水道事業に入らせていただきます。

少し時間が過ぎまして聞きたいことも聞けなくなったわけですが、1点目は、先ほど全体計画の見直しで事業費の比較を出してもらいました。もともとの計画は226億円この

事業費に財政を入れる予定が、今回の見直しで104億円、約半分以下になると。この半分以下になるのは、もう私のほうから言いますけれども、上流浄化槽センターを建設しないと、これだけで約70億円ぐらいありましたし、ポンプ場の関係とかいろいろな部分があるんですね。これについてはもう言い直しをしません。聞きません。

今日まで下水道事業にかかった経費は幾らかと、起債合計と起債残高について説明をください。

**○議長（後藤信八君）**

天本まちづくり推進課長。

**○まちづくり推進課長（天本正弘君）**

下水道事業につきましてこれまでかかった費用につきましては、面的整備、面整備が45億9,100万、それから宝満川上流の処理区で支払っておる金額が7億3,100万、合計で53億2,200万円でございます。

それから、起債関係でございます。起債が平成14年度から始まりまして今年度末予定でございますけれども、27億7,800万円。それと……（「残高」と呼ぶ者あり）起債の残高につきましては25億6,400万円でございます。以上でございます。

**○議長（後藤信八君）**

重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

今日まで合計約53億をこの下水道に投資してきたという中身ですね。基山町の下水道を理解すればほとんどの市町の下水道を理解するぐらいに、基山町の下水道事業というのは大変込み入っているんですね。込み入っている一つが、基山町は終末処理場を持たないと。それで福岡県の流域下水道に加入していると。県をまたいでこういうふうな下水道事業をしているというのは、全国的にも物すごく珍しいんですね。基山町に終末処理場をつくっておけば、またある程度簡単というか理解もしやすいんですけども、大変しにくいと。

それから、基山町の今現在ですけれども、整備率約46%。そして普及率は約70%ですね。逆に言えば、554ヘクタールのうち46%に下水管を通して、そして人口の70%の人が今下水道を利用しているという計算なんですね。そして、合併浄化槽の普及率は23%とされています。合わせると約93%の方が何らかの公共下水道、合併浄化槽、そういうふうな汚水処理施設を利用しているという形になります。残りの7%が昔ながらのくみ取り式というふうな

割合になるんですね。そうすると、今後の見通しについてですけれども、先ほど説明で1,800世帯が認可区域外の世帯と言われました。この1,800世帯の中には本桜污水处理施設も入っております。本桜污水处理施設を利用されている世帯は何世帯ありますか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

本桜は第13区になりますので292世帯でございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

そうすると、単純に計算しますけれども、約1,800世帯から292世帯を引くと約1,500世帯ですね。1,500世帯がこの認可区域外にあると。そのうち630世帯が合併処理浄化槽の世帯ですね。単独浄化槽はもう今後建設ができないということで、単独ですので本当にし尿処理だけしかしていません、家庭の生活排水はしていませんので、今から先は単独浄化槽の設置はもう認められておりません。合併浄化槽にしなければならないというのがありますので、単独浄化槽の数はもう除外します。そうすると約630世帯がもう合併浄化槽がついているということでしたら、約720世帯ぐらいが今回くみ取り式の世帯があるというふうな計算ですね。そうすると、今回の計算の方法ですけれども、合併浄化槽を設置するのに97万4,000円かかるというふうに言われていますね。97万4,000円掛けるの約720世帯、これは私も簡単な計算ですけれども、約8億6,000万か7,000万ぐらいですね。だから、基山町は先ほど27年度から約31億円ですか、かけてから工事をしますというふうな説明が、33億ですね、ありましたけれども、基山町内のくみ取り式の世帯を全部合併浄化槽に切りかえるのだったら10億円もかからないと。9億円もかからない、8億何千万で済むという計算になりますけれども、この計算は間違いないですか。私が今説明しました計算ですけれども。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

先ほど申しあげました292世帯を引きますと1,508世帯ですので、その1,508世帯から合併浄化槽が設置されております世帯を引きますと878世帯というふうに理解をいたしております。

す。ですので、878世帯に普通費用関数で用いまして97万4,000円を乗じた金額で基山町を網羅した処理ができるというふうに理解をいたしております。

**○議長（後藤信八君）**

重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

その金額は約8億5,500万ぐらいですね。今言った分を掛ければ、私も今ちょっと計算しましたけれどもね。

そうすると、今から先の基山町の下水道事業を見直す、私は見直しをしなければならないというのを言っているんですけども、基山町の今回の見直しの問題点で、今後平成27年度から認可区域を54.3ヘクタール拡大しますよというふうな説明ですね。大体基山町の市内についてはほぼ工事が終わったから、今度はその周りを認可拡大しますというのが約54.3ヘクタールですね。この54.3ヘクタールの中に計算で合併浄化槽は何世帯あるというふうに計算できますか。わかりますか。というのは、先ほど私が2つ、4点と5点で聞きましたね。その中の計算からすると……これは計算がややこしかったな、もうこれはいいです。

結構な数の方がもう合併浄化槽を設置されているんですね。問題は、今見直しをする中で、全くどこの家にも合併浄化槽はついていないと。先ほど言われました1,508世帯が昔ながらのくみ取り式ということで今回の見直しの金額は積算されておられませんか。

**○議長（後藤信八君）**

天本まちづくり推進課長。

**○まちづくり推進課長（天本正弘君）**

もう一度、済みませんけれども、質問の趣旨をお願いいたします。

**○6番（重松一徳君）**

認可区域外、今から先基山町がしなければならないという面積の中に1,800世帯がありますよと言われましたね。その1,800世帯のうち292世帯が本桜污水处理場を利用していると。残りの1,508世帯がありますよと。本来は1,508世帯の中には630世帯が合併処理浄化槽を設置してあるんですね。しかし、今回の見直しの計画の金額の策定は、この630世帯も全てくみ取り式というふうなことで新たに、認可区域外ですよ、今回削除しますね、そこなんかにしても全部これはまだどこの家も合併処理浄化槽はついていないというのを前提に積算されておられませんかという質問をしていますけれども。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

その点につきましては、合併浄化槽につきましても耐用年数がございますので、それは当然そういったところの比較計算をする場合には、その集落ごとについていないという条件でカウントしておりますので、そのように思っていて結構だと思います。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

しかし、現実には、私の家は合併ではなくて単独浄化槽なんですね。もう40年たちます。今でも使っております。そろそろ合併浄化槽に切りかえなければならないというふうに思っているんですけどもね。

630世帯がもう既についている部分はあるんですね。だから、本当に言うように残り10億かからずに合併浄化槽をほかのところにつければ、基山町はこれ以上の公共下水道の面整備をしながら管工事はしなくてもいいんじゃないかと。あとはもう合併浄化槽を普及させて、そして、その合併浄化槽の建設に補助をすとか、そして、その後の維持管理をするというふうな市町村型の合併処理浄化槽に切りかえるというのが、単価的には気持ちは物すごくいいんじゃないかというふうに思うんですね。しかし、そういうわけにもいかないというのわかります。

そして、私は今回の見直しの中で1つ問題なのは、基山町のこの下水道事業というのは都市計画の一環でもあるんですね。今回は全て市街化調整区域から市街化区域への見直しとかというのは全く計画の中には入っていませんね。だから、例えば1区とか4区とか6区にしても、今ある集落の中にここをこう通せば少しは効果がありますよと、費用対効果もありますよというふうな発想で全てされているんですね。

しかし、例えば今回長野地区が請願も出しておりますけれども、新しく工場地をつくれとか、例えば新しく団地をつくれとか、つくるというふうな計画が基山町の総合計画や都市計画でできれば、当然今から先はこの下水道を通すというのが前提になるんですね。新しい家はもうほとんどが今合併処理浄化槽をされているんですね。だから、そうじゃなくて、公共下水道でしますよと、今の管に接続できる場所はというふうな発想を持たないと、この基

山町の下水道の全体計画の見直しはできないというふうに思いますけれども、この辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

554ヘクタールから65.2ヘクタールを引きました488.8ヘクタールというのが、それを全体計画というふうに見直すということです、その地域につきましてはやはり公共下水道を布設していきたいというふうな考えでございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

その計算は私は少し回りくどく言っているんですね。というのは、例えば長野地区についても少し質問しております。例えば長野地区の工場、もう古いところで30年近くなりますか、もともと工場をつくる時には下水道はありませんでしたので、それぞれの工場がそれぞれで浄化施設をつくっていますね。その浄化施設も老朽化してきたと。新しく作りかえるには金もかかると。基山町が下水管を通してくれるならば接続もしますよというので、アンケートをとられたと思うんですね。その中で、いや、もう接続したいという業者もだんだんふえているんですね。

それともう一つは、新たに長野地区に工場が来る、誘致をするとかといった場合は、もう今から先は下水道、インフラ整備はもう当然上水道にしても下水道、工場水道にしてもインフラ整備はしなければならないんですね。そうすると、長野地区についてはもう、例えば公共下水道として下水管を通しますよという発想があればいいんですけれども、これについてははっきりした回答がありませんね、中身は。私は、ここはやっぱり先に優先するならここを優先しなければならないと。そして、基山町の今回第5次総合計画策定もされますけれども、その中で、今後の基山町のまちづくりの中で新たな団地開発、小規模開発含めるところにはやはり下水管を通していこうというふうな発想で見直しをしないと、今の基山町のまちの例えば1区とか4区とかの集落に下水管を通すという発想は、私はもう変えたほうがいいんじゃないかと思えますけれども、この辺の見通しはどうか。その辺の計画もされていますか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

まず、議員がおっしゃいますように、下水道の今後の考え方としてまず2点ございます。

まず1点は、おっしゃいました長野地区の工業団地、そこをどうするのかということでございます。そこはかなり大きな排水を伴う会社がございまして、アンケートによりますトータルは1日最大で5,500トンというふうな計画をされております。しかし、その5,500トンを全て公共下水で取り込みますと、秋光川の流量の問題が一つ生じます。だから、そのあたりは慎重にやっていきたいということでございます。

それから、2点目は、結構ミニ開発といったものが市街化区域内に開発をされております。そこにつきましては、やはりインフラの整備といたしまして管をつないでいくというのは当然やっていかなければならないというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今、基山町の下水処理の終末処理は暫定で宝満川流域下水道にしていますね。そこには1日1,950トン流量できますよという計算なんですね。しかし、実際は500トンとかしていませんね。今言われましたように、工場地を下水道としてつないでもらうということは、けたが1つ違うんですね。1日5,000トンとかという話が出ましたけれども。今、基山町が流しているのは500トンなんですね。それだけ工場地を入れる入れないで、物すごく基山町の下水道の行政は大きく変わってくるんだというのがあります。

先ほど言いましたように、基山町の下水道を理解すればほとんどの市町の下水道事業は理解できるぐらい、基山町は難しいことをしているんですね。だから、私もまだまだわからない点はいっぱいありますし、そういうところを含めて今回の見直しを慎重にさせていただきたいということで、またこれについては、まだまだ見直し案もこれから先改定もしながらだろうと思いますので、ぜひ一緒にこの辺については勉強していきたいというふうに思っております。

それでは、3点目の健康福祉問題について質問いたします。

先ほど特定健診の受診率の推移を伺いました。平成20年度が35.9%、そして23年度が

37.8%と約2%上がったということで、地域福祉計画では平成29年度の目標を受診率60%と書いておりますね。佐賀県は29年度で達成率を70%にするんだというふうな目標も掲げておりますけれども、この60%の目標は達成できますか。また、達成するために一体どのような取り組みをされる予定でしょうか。

○議長（後藤信八君）

原健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（原 博文君）

この60%、最終的には65%なんですけれども、これは国の指針に沿った計画でございますので、当然基山町もそれに向かって年次計画を立てて努力しているところでございますけれども、現在の状況からいきますと、本年度も49.3%ぐらいじゃないかなと、まだ3月までありますのでわかりませんが、そういうところで見込まれていますので、ちょっと60%達成は難しいんじゃないかと思っております。以上です。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

ことしが約49.3%……いきなり12ポイントぐらいことしはできると……

○議長（後藤信八君）

間違いない。ちょっと待つて。

原健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（原 博文君）

申しわけございません。今のは保健指導の数字でした。平成24年度は39.2%ですね。申しわけございません。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

49%といたら、私も大変な成果だなということで「よく頑張ってますね」と言うつもりでしたけれども、ちょっと。

それで、問題は、これは佐賀県のホームページから印刷したんですけれども、平成25年2月に佐賀県の健康福祉本部が、第2次佐賀県健康プランというのの案を出しています。佐賀

県健康増進計画を出しています。これは何かと言うと、これは国のほうの施策が大きく変わったというのもあるわけですが、健康増進計画も策定しなければならないというのがありますね。私も調べれば、基山町は健康増進計画は策定されていないだろうというふうに思いますね。健康増進計画そのものは御存じだろうと思います。これは一体何を目的とした計画ですか。

○議長（後藤信八君）

原健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（原 博文君）

健康増進計画というのは、国並びに県では策定義務がございます。また、市町村においては策定の努力義務がございます。目的といたしましては、住民の健康増進並びにそういったものの向上ということをしております。現在のところ、基山町ではまだ策定いたしてございません。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

佐賀県のほうが10市10町に対してこの健康増進計画の実施状況について調査をしております。10市10町のうち増進計画を策定していないのは、基山町と大町町だけなんです。あとは全てつくっております。

これはなぜつくるのかと言えば、先ほど私は特定健診についても質問しましたし、がん検診、がん対策についてもいろいろ質問しておりますけれども、基本的にこの増進計画をつかって、そしてさまざまな健康福祉の問題、例えば心の健康の問題、生活習慣予防の問題、食生活の問題、母子保健の問題、そして自殺の問題も含めて総合的に取り組んでいこうというふうな中身なんです。その健康増進計画なんです。

基山町はそれぞれ皆さんが個別的に頑張っているのは私もわかるんです。メタボリックはメタボリック1つでもって一生懸命受診率を上げようとして取り組まれているのもあります。さまざまな仕事でそれぞれが一生懸命されているのはわかりますけれども、それでは効率が悪いんだと。だから、今、この増進計画もそうですけれども、一貫性を持って効率よくやっでいこうという中身で、まず健康増進計画をつくりなさいというふうな国の指針、そして県の指導があっているわけですね。基山町はつくっていないというのは、私は大変残念なんで

す。よそはもう第2次に入っているところがあるんですね、5年間過ぎて、改定しながら。だから、がん対策やメタボリックの対策、食育の対策、いろんな分の対策が個別バラバラにされたらだめなんですよと、それじゃ効率も悪いという中でされております。

これについて今は策定されておられませんけれども、佐賀県のほうが平成25年度、ことしかから10年計画で第2次をつくっていこうというふうなことで、そして各市町にもぜひこれについて指導もしたいというふうに言っていますけれども、健康増進計画を策定しようというふうな考えはおありでしょうか。

○議長（後藤信八君）

原健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（原 博文君）

現在、基山町特定健診実施計画に沿って、生活習慣病の予防としての早期発見、早期治療による医療費の適正化を目指して取り組んでおるところで一定の成果を上げておりますけれども、さらにそういった包括的な健康増進のための計画策定については、今後検討していきたいと思えます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

ぜひともよろしく願いいたします。

私たちが今、いろんな意見、皆さんと戦う中で、基山町の将来をどのようにしていこうかという中身で議論しております。決して否定的な意見でしているわけではありません。やはり一緒に考えていこうというところで発言をさせていただきました。今後ともよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

以上で重松一徳議員の一般質問を終わります。

ここで2時20分まで休憩します。

～午後2時10分 休憩～

～午後2時20分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に、神前輔行議員の一般質問を行います。神前輔行議員。

## ○1番（神前輔行君）（登壇）

こんにちは。1番議員の神前輔行です。2日目の最後でお疲れだと思いますが、また、きょうは鼻が詰まりなかなか聞きにくい部分があるかと思いますが、最後までどうぞよろしくお願いたします。

早速ですが、質問に入らせていただきます。今回は通告に従いまして、3項目質問させていただきます。

まず、1項目め、ラバースミーティングです。

よく「街コン」という言葉を耳にされると思います。「街コン」とは地域復興を目的としたイベントの一つです。ラバースミーティングもこれに近いものだと認識しております。前回の一般質問で、基山町は2万1,000人を目標にしているということが今でも変わらないということが確認できました。現状のままでは無理難題な数字であり、理想としか考えられない数字だと思います。ラバースミーティングが一つのきっかけとして目標に近づけるよう、質問させていただきます。

質問の1項目め、ラバースミーティング開催の経緯と目的は。

(2)これまで何人の参加があったのか。

(3)カップルになった組数は。そのうち結婚したカップルはあるのか。

(4)現在、町としてどのような支援をしているのか。

(5)他の市町では、多数の団体と連携をとりながら大々的にされているが、基山町はどのような連携をしているのか。

次に、企業誘致についてです。

企業誘致に関しても、2万1,000人を念頭に置きながら質問させていただきます。基山町に住むからには働くところも必要ですし、生活に必要な買い物をするところも必要です。また、遊ぶところも必要だと思います。そこで、積極的に企業誘致をする必要があると思い、質問させていただきます。

(1)小森町政になって新たに参入した企業、また撤退した企業を示せ。

(2)今後新たに参入する企業の予定はあるのか。また、撤退する予定の企業はあるのか。

(3)企業に対してどのようなアプローチをしているのか。

(4)近隣の市町村では近年利便性を生かし積極的に企業誘致をしているが、どのように感じていられますか。

最後に、町民会館、体育施設の指定管理者についてです。

平成25年度をもって現在の指定管理者の期間が満了になります。今後どのような対策を考えるのかを知りたく、質問させていただきます。

(1)過去2年間の利用状況を示せ。

(2)現在の指定管理者はどこか。

(3)平成24年8月に運營業務実績について検証しているが、検証結果は。

(4)平成25年度に期間満了になると思うが、今後の予定をどのように考えているか、質問させていただきます。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。御答弁のほう、よろしくお願ひいたします。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）（登壇）**

神前輔行議員の御質問にお答え申し上げます。

私は1項目めと2項目めにお答えします。

まず1項目めのラバーズミーティングについて、(1)ラバーズミーティング開催の経緯と目的はということでございます。ラバーズミーティングは、平成14年度から開催し、平成24年度までの11年間で10回を開催をいたしております。平成21年度は新型インフルエンザにより1回中止をいたしております。

当初の開催目的は、消防団員に未婚者が多かったため、消防団員の出会いのきっかけを提供することを目的とし開催いたしております。現在も結婚のためのきっかけづくりとして開催しているところでございます。

これまで何人の参加があったかというお尋ねです。平成14年度からの参加人数を申し上げますと、平成14年、男性の参加が40名、女性の参加が35名、計の75名です。それから、平成15年が58名と74名で132名でございます。平成16年が48名と38名で86名。平成17年が22名と27名で49名です。平成18年が男性32名、女性32名、合計64名。平成19年が27名と28名で55名です。平成20年が16名と16名で32名です。それから平成21年は新型インフルエンザのため中止をいたしました。平成22年が26名と30名で56名。平成23年は24名と28名で計の52名。平成24年が34名と34名で計68名。参加合計人数は男性が327名、女性が342名、計の669名となっております。

ります。

(3)のカップルになった組数、そのうち結婚したカップルはあるかということですが、カップルになった組数は、平成14年度は2組、平成19年度が4組、平成20年度が2組、平成22年度が5組、平成23年度は8組、平成24年度は6組のカップルが成立しております。そのほかの年度につきましては、資料が残っていないためカップルになった組数はわかりません。

そのうち結婚されたカップルは2組となっております。

(4)現在、町としてどのような支援をしているかというお尋ねです。これは消防団が主催で開催をいたしておりますので、町としては直接的には支援してはおりませんが、きやま広報やホームページにより募集要項等を掲載し、多くの方々に参加していただけるよう周知等について協力をしておるところです。

(5)の他の市町で多数の団体と連携を図りながら大々的にされているが、基山町はどのように連携しているかというところでございます。現在のところ、婚活については町として特に事業に取り組みは行っておりません。今後は、鳥栖三養基地域連携事業の中で、みやき町の婚活支援事業やイベントの事業の紹介等を行っていく予定でございます。

2項目めの企業誘致についてでございます。

(1)小森町政になって新たに参入した企業または撤退した企業を示せということですが。基山町に進出した主な企業を挙げますと、(株)東洋空機製作所、(株)上原製作所、(株)松野金型製作所、(株)プロロジス、(株)日立物流、(株)大神、SUS(株)、三紀運輸(株)の8社でございます。移転された企業は佐賀ツール(株)の1社でございます。

(2)今後、新たに参入する企業の予定はあるのか。また撤退する予定の企業はあるかということですが、現在のところ、特に企業からの情報はあっておりません。

(3)企業に対してどのようにアプローチをしているかということですが、特に特定の企業をアプローチということはありませんが、グランドクロス協議会の企業誘致部会で、首都圏方面等において企業誘致セミナーを開催し、基山町のアピールを行っています。

(4)の近隣の市町では近年利便性を生かし積極的に企業誘致をしているが、どのように感じているかということですが。私としましても、企業誘致に関しましては積極的に取り組みたいところではありますし、実際時々、小規模なものですが、企業より進出用地の打診もあります。しかし、現在のところ、町内に企業誘致用の土地がない状態ですので苦慮しているところでございます。長野地区の事例でも御存じのとおり、市街化区域外の土地は調整区域と

なっており、簡単に転用できるものではありません。そこで、基山町企業用地等情報提供制度を創設いたしまして、民間の企業誘致が可能な土地、建物の情報提供をお願いしているところでございます。

以上です。

**○議長（後藤信八君）**

大串教育長。

**○教育長（大串和人君）（登壇）**

神前議員の御質問にお答えをしております。

3項目めの町民会館、体育施設の指定管理者についてということで、(1)の過去2年間の利用状況を示せということですが、町民会館につきましては平成22年度が4,568件で、利用人数が11万2,155人でございます。平成23年度が4,696件の13万2,066人でございます。続いて体育施設でございますが、平成22年度が7,854件の21万4,207人です。平成23年度が8,373件で25万1,968人でございます。

2番目、現在の指定管理者はどこかということですが、(株)創建サービスでございます。

3番目、平成24年8月に運營業務実績について検証しているが、検証結果はということですが、検証については平成24年8月に、基山町社会教育委員、これは町民会館運営審議会委員と兼任でございますが、ここで行っていただきました。

判定基準は、Aが十分に適正な処理がされている、Bが適正に処理がされている、Cがやや不適正な処理があると、Dが処理が不適切、早急に改善すべきの4段階としました。

判定は、1. 施設管理運営として、①利用実績に関する事、②運營業務に関する事、③施設維持管理に関する事、④環境改善に関する事。それから、2. 利用者対応として、①接客対応に関する事、②利用促進に関する事。3番目に自主事業として、①事業内容に関する事、②実績評価に関する事、4番目、収支管理として、①収入・支出に関する事、②決算に関する事、5番目でその他として情報管理に関する事の項目で行いました。

全体として、施設管理など事務処理は適正に行われている、接客対応なども良好であり、自主事業など実施について努力が見られるなど、各項目ではAもしくはBの判定となりましたが、町民会館の大ホール等の施設の利用促進や自主事業実施のさらなる努力を求めるところから、総合評価はBとなっています。

(4)平成25年度で任期満了になると思うが、今後の予定をどのように考えているのかというお尋ねですが、2月に指定管理者制度継続検討、3月に募集要領原案検討、4月から募集要領原案を作成し、5月に募集要領検討委員会で審議、6月に募集要領作成、7月に選定委員会の立ち上げ、8月に募集要領の配布、9月に募集及び現地説明、10月に選定委員会での審査、引き続き下旬に業者選定、11月に仮契約、12月議会に仮契約等関連議案を上程し、可決いただければ1月に協定締結、2月から3月新旧管理者引き継ぎ及び住民への広報周知、3月議会で予算関連議案を上程、4月に新管理者の業務開始となります。

以上、お答えいたします。

**○議長（後藤信八君）**

神前議員。

**○1番（神前輔行君）**

それでは、2回目以降の質問に入らせていただきます。

順番が前後しますが、先に町民会館、体育施設の指定管理者について質問をさせていただきます。

平成25年度をもって期間が満了する指定管理者なんですけれども、平成21年度から始まる前までは町の管理で運営をされていたと思います。町の管理から指定管理者制度を導入するきっかけになったその経緯、また創建サービスが現在の指定管理者になっていますが、そこが今回の管理者として選ばれた理由というのを教えてください。

**○議長（後藤信八君）**

内山教育学習課長。

**○教育学習課長（内山敏行君）**

平成21年度から指定管理者のほうに移行したわけなんですけれども、その年代に国等からの指定管理者制度等の活用ということでいろんな通達とか来ております。できるだけ民間企業を導入し民間活力で、行政ばかりでやるのではなく、そういったところを民間の活力を生かして運営するんだというような方針等も出されましたので、それをきっかけに指定管理者を導入するかどうかを検討しまして、最初に行ったのは憩いの家、それからこういう町民会館あるいは総合体育館等の体育施設等になっております。町としては、その指定管理者の導入に係る条例等を御可決いただきまして、その後、実際の指定管理者の導入に入ったわけです。

今、創建サービスのほうになった理由ということなんですけれども、その当時3社、3団体で

すかね、に募集をいただきました。創建サービスのほうは町民会館と体育施設関係両方とも、別々に募集をしたわけですがけれども両方とも募集いただいたということと、あと2団体は町民会館だけだったと思います。この3団体でうちのほうの選定委員会で協議をいたしました。いろいろなプレゼン等をしてもらって審議をしたわけですがけれども、最終的には両方の管理等も一度にやれるというところもあったと思います。ちょっと今ここに資料はございませんけれども。そして、いろんな施設管理、体育館であれば空調設備とか電気系とかといったことも、そういう企業さんのつながりで自主的にやれるんだというそのあたりを見まして、最終的に創建サービスになったということでございます。

**○議長（後藤信八君）**

神前議員。

**○1番（神前輔行君）**

指定管理者制度を取り入れた理由として私が考えていたのが、例えば町の管理だと利用時間が短いのでそれを延長させたいとか、施設運営面でのサービス向上、より利用者が利便性の向上のために、指定管理者制度を導入したというふうに思っていたんですね。今、ちょっとお話を聞いていたら、国の方向性がそういうふうなことで指定管理者制度を導入したというふうに聞こえたんですけども、利用者を第一に考えてではなく、国の方針で指定管理者制度を入れたというふうに考えてよろしいのでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

内山教育学習課長。

**○教育学習課長（内山敏行君）**

済みません。ちょっと私の説明が悪かったと思いますが、基本的には指定管理者制度は、今議員が言われたようにやはり民間活力を活用するということは、今言われたように住民の方が使いやすいような方向のところも当然入っていると思います。そういったところを活用する。それと、当然財政面でも一般的に行政がやっているよりも低く抑えられるとか、そういうところを総合的に考えて、指定管理者ということも国も推進をしているというふうに思っています。その推進がきっかけで町としても、本当に基山町としてそれを受け入れて実際にその制度を活用できるのかというのを検討した後に、やはりそれができるのではないかと、基山町においても町民会館あるいは総合体育館等では指定管理者を入れたら、そういう住民サービスの面からも財政面からもメリットがあるんだという判断をした上で、議会のほ

うに上程をさせていただいたということでございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

そうしたら、この5年間指定管理者制度を入れて、管理運営費の削減、施設を所有する負担の軽減には、この5年間、今まで町が管理運営されていたより軽減されたというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

数字的なものをちょっと今ここに持ってきておりませんが、財政的にも軽減になっているというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

それでは、指定管理者の期間が5年間というふうに今回も受けられていると思いますが……済みません。先に、指定管理者制度を平成26年度以降もするかしないのかは、2月の指定管理者制度継続検討のときに検討されるというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

2月にうちのほうの教育委員会の担当レベルでいろいろ検討しております。今言われたような財政面とかも精査、本当に指定管理者になってよかったのか悪かったのかというのを当然検討しております。結果的には、先ほど教育長のほうからも答弁しましたように、社会教育委員さんのほうに、これは町民会館運営審議会委員さんも兼任しておりますが、そういったところでも数字的なものあるいは事業実施をした部分について評価をさせていただいて、一応総合的にB判定ということですが、お話の中では26年度以降も指定管理者を利用していいのではないかと判断をいただいております。うちのほうとしても、そのような判断をいただいておりますので、26年度以降も指定管理者制度を導入したいというふう

に教育委員会としては判断をしております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

運營業務実績について検証されている検証結果については、また後で質問をさせていただきます。

先に、指定期間が5年間で、同じ団体が管理者として継続して指定を受ける保証が次もあるわけではないと思います。選考に漏れるなどによって管理者が変更した場合など、職員が入れかわってしまうと考えられます。ほかの指定管理者制度を取り入れているところで、期間が3年から5年というところがほとんど多く見られたんですけれども、短期間であれば正規職員を雇用して配置することというのが困難であり、人材育成というのは極めて難しいと思います。5年間培った専門性や公共施設の職員としての自覚というのが、管理者がかわることによってまた一から、指定管理者がかわってしまったらまた一から、その自覚がなくなって専門性が身につかないと思うんですけれども、どう思われますか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

今、指定管理者の中で採用されている方々、町民会館あるいは総合体育館で事務をされている方の雇用のことを言われているのかなと思いますが、基本的には、町としては指定管理者を導入する際には、その条件として基山町在住の方を使ってくださいということをお願いするつもりです。前回もそういう形でしておりますので、今、来られている方はほとんど基山町在住の方だと思っておりますが、次の指定管理をされる場合、また違う指定管理者が入った場合、できるだけ今の方々あるいは基山町在住の方を使ってくださいという条件づけ、そういった要望はしていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

5年間という指定管理の期間の短さで、人材育成と同時に設備投資をしての運営面で長期的な計画というのが、管理者のほうでは長期的な計画を阻んでいるような感じも見受けられ

るんですけれども、特に教育、娯楽関係の施設で経費削減のためにできない、集客力が減少し、それに伴う収益減少に必要な経費もかかりますし、それを捻出するために結果としてお客様が満足できる、遠のいていってしまうという悪循環に陥る可能性が高いと思うんですけれども、長期的な目で見たら5年間という期間は妥当なんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

そのあたりは確かに長期間、5年あるいは10年というような期間がとられて指定管理がもしできるのであれば長期的な計画ということでやりやすい、今言われたようなことなるんでしょうが、一般的には3年とか5年とかという期間で、その業者のやり方とかというものを検証しながら継続的にやっていくということだと思っておりますので、確かに5年が長いのか短いのかというのはありますが、基本的には長いほうの5年をうちは採用して、その期間でやはり頑張ってくださいと、指定管理者になった方は頑張ってくださいというふうにしていきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

そうしたら、次に管理者を指定される場合は、町民会館、体育館は管理運営を基本として選定をされますか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

管理運営はもちろん基本になりますが、先ほどからちょっとお話が出ているような、自主事業によっていろんな活動をしてもらうということでその利用率を上げる、住民の方の福祉増進、文化活動の推進ということまでつなげていきたいと、こちらとしては思っております。そういうところが今度指定管理者を選ぶときのプレゼンとかに出てくると思っておりますので、単純に管理運営だけということではなくて、そういった生涯学習あるいは社会教育といったものにもつながるようなプレゼンをしていただくような業者さんが出てくればというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

ぜひそのような方向でお願いいたします。

それでは、次に検証結果についてお尋ねいたします。先ほど答弁していただいた中で、創建サービスの業務実績について検証して結果をいただいておりますが、ほとんど細かく分けて評価がAとB、総合評価はB、同じように体育館のほうもAとB、総合評価はBというふうに検証結果がなっていると思います。この検証結果は次の指定管理者を選ぶときに参考資料となってくるのでしょうか。それとも、これはあくまでもその年の検証結果で、次選定する場合はこの資料は特には参考にはされないのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

これについては毎年5年間、現在の指定管理者に対する評価を行っております。これは今年度の26年度以降の指定管理者を選ぶ際のベースになるということで、これにいろいろ指摘をいただいた分、そういったところが改善できるような指定管理者を選ばなければならないと思っておりますので、これは当然利用していくということになると思います。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

この資料をベースに次の指定管理者を選ばれるというふうに、今回答をいただきました。この資料を検証されたのが基山町の社会教育委員会、町民会館運営審議会委員と兼任をされているというふうに最初答弁をいただきました。この委員になられている方は公募で選ばれた方なんでしょうか。それとも……済みません。どなたがこの委員になられていますか。そして、その委員によっては、この検証結果が実際に次のベースになっていいものなのか、それともこれがベースにならないほうが公平公正に新しい指定管理者が選べるのかというのを知りたいので、質問させていただきます。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

**○教育学習課長（内山敏行君）**

済みません。今ちょっと名簿を持ってきておりませんが、一般的に公募という呼びかけをしてはおりませんけれども、一般の方からつてを通じてといいますか、そういった経験がある方、あるいはそういう文化財の関係、会長さんは今文化財のほうもされている方になっていただいておりますが、そういった社会教育あるいは生涯学習にいろんなかかわりがある方をお選びさせていただいているということでございます。

これが次の指定管理者になるのにどうかと言われましたが、一応今指定管理者が受けている町民会館あるいは総合体育館等を頻繁に利用されている方でもありますので、一般的にそこを利用されている利用者の方が利便を受ける、活用しやすいようなことに対していろんな意見を持ってありますので、それをやはり一つのベース、ベースといってもこれだけで決めてしまうわけでありませんが、参考でその意見等を今後の指定管理者を選ぶときに利用させていただくということについては問題はないというふうに思っております。

**○議長（後藤信八君）**

神前議員。

**○1番（神前輔行君）**

つてを伝って委員のほうを選任されたということなんですけれども、他の自治体で適正な管理者が見当たらないという理由だけで、元職員の町職員をそのまま委員に選任して、指定管理者制度が出来レースという形になってしまうというのを聞くんですけれども、そういったふうな懸念はないのでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

内山教育学習課長。

**○教育学習課長（内山敏行君）**

私どもとしては、そういった社会教育委員さんを選ぶときに非常に偏ったとか、どうしても見つからないのもう身近な人で選んでしまったということはありませんので、そういった心配はないというふうに思っています。社会教育委員さんは今10名おられまして、その中には先ほど言いました文化関係に詳しい方、あるいは町民会館、それから総合体育館を非常に頻繁に利用されている方、そして学校の校長先生方も入ってもらっています。幅広い方から御意見をいただくというようなことで進めておりますので、そのあたりは心配は担当としてはしていないところでございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

それでは、町民会館と体育館の細かい部分についてちょっとお尋ねしていきたいと思えます。町民会館のほうが年間約3,700万程度を使われていると思えます。体育館も同じように大体3,680万程度使われていると思えます。これはこの5年間で限度額が1億8,500万……1億8,510万、体育館のほうが1億8,280万ですが、この限度額は来年度の5年間も同じ金額で推移するというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

これはあくまで現在の指定管理者の金額ですので、26年度からとなりますと、今までの実績あるいは実際の金額等をはじめうちの上限額というのを決めます。その以内で募集された方が、その金額でやりますよというのを出してきますので、金額はこれと同じになるということではありません。そこに差がどうしても出てくるということになると思えます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

次に、利用者について少しお尋ねしたいと思えます。町民会館のほうの利用者は2年間で、細かく分けたら全体、全館、大ホール、小ホールとありますが、大体前年度と比較してもほとんどがふえていると思えます。次に、基山町の総合体育館利用状況なんですけれども、これがやはり老朽化している部分が、少し利用者、利用金額というのが前年度と比較したら減っているというふうに見受けられますが、これはどのように受けとめておられますか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

今議員さんが言われているのがどの部分なのかちょっとわかりませんが、確かに全体的には老朽化も進んでおります。テニスコートなり球場なりというところで改修を要望されるのはございますけれども、極端に減っていると、それが原因で減っているということではない

というふうに思っています。ちょっと議員さんが言われたのがどの部分かわかれば、また言っていたらいいですね。済みません。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

町営球場について教えてもらっていいですか。件数でいったら前年比のパーセントでいえば93%、人数でいえば127%とふえていますが、金額でいったら82%と減っています。この部分について教えてください。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

これについては、確かに原因がはっきりはしません。ただ先ほど言われたような老朽化なりなんなりで極端に利用者が減ったということではなくて、申し込まれた方の人数あるいは大会等が特に多く入ったとか、その次の年にはちょっと大会が少なくなったということで、利用者の人数が結構ばらつきがございます。そういうことで若干の数字が減少したということだと思います。また、これが引き続きどんどん減っていくというようなことではなくて、そういった利用の形態によって、これを利用される方の形態によって、件数あるいは人数がコロコロと変わっていきますので、そのあたりでちょっと見ていただければというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

そうしたら、最後に、町民会館の利用料金について少しお尋ねさせていただきます。町内の方が利用される場合と町外の方が利用される場合で少し料金が違うと思うんですけども、利用される時間、例えば会議室1であれば、9時から12時の間がこの3時間の1時間利用しようが3時間利用しようが310円だと思います。そして、6時から19時50分までの間であれば400円だと思います。逆に、11時から1時半まで利用したら710円、短い時間でも料金は、倍までは行かないですけども710円かかると思います。この料金体制については時間帯も含めて見直しをしようというふうには、平成26年度新しい指定管理者が入ると同時に、この

見直しをしようというふうには考えてないでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

この前の総務文教常任委員会の中でもちょっとお話ししましたがけれども、利用料金、使用料金の見直しを今考えております。実際にできるかは別としましてですね。その中で時間でいくのか、鳥栖とかは午前中、午後とかという大まかに分けているところもあります。それで逆にメリットがあったりデメリットがあったりと、基山町と比較した場合ですが、そういうこともありますので、今言われたようなちょっと不都合が生じているような利用体系、時間等に対して見直しは当然していくつもりでございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

特に遅い時間だと思うんですけども、18時から21時50分までを先に予約で入れてしまうということが多いと思うんですけども、実際にはその団体は7時から利用するというふうを考えられていても、予約を入れられる際には16時から19時50分までというふうに予約を入れられると思うんですよ。その団体が7時から利用されようと思って、1時間の空白、その利用されない時間というのが出てくると思います。その1時間だけでも利用したいというほかの団体があっても、実際は同じ金額だからとりあえず借りておこうというふうな意見というのがよく聞かれるんですよ。そこをそのまま借りておいたほうが同じ料金だし、1時間あけておいてほかの団体が利用されて、もしちょっとでも延びたら自分たちの時間が短くなるんでこの時間全部予約を入れておいて利用しよう。また、今の指定管理者の方も、金額は一緒ですよという説明をしてくださるんですよ。なので、同じ時間ずっと利用、いっぱい時間の時間で予約をして利用されていると思うので、この部分はぜひ検討していただいて改善してほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で指定管理者については終わらせていただきます。

次に、最初のラバースミーティングについてお尋ねさせていただきます。

ラバースミーティング自体が、自分の認識では街コンみたいな感覚でこのラバースミーティングというのを捉えているんですけども、そういった考えでよろしいのでしょうか。そ

れとも、もう一団体が団体のためにこのミーティング、集まって、消防団主催ということだったので消防団の方のために開いている会なのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

基本的には主催が消防団ですので、消防団の団員のきっかけをつくるのが目的であったと思います。ただ、ことしにつきましては、10回を記念して、消防団員だけではなくて一般の消防団員以外の方も募集されたということで考えられております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

済みません。確認なんですけれども、参加資格は、消防団の男性で35歳未満の独身者。女性は基山町内外問わず20歳以上の参加ではなかったのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

基本的にはそのような形で運営をされております。ただ、会の初め、平成14年の初めのころと、先ほど言いました今回10回目ということで、ちょっと拡大した形で募集をされております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

10回目で拡大というのがよくわからないんですけれども、今回募集定員は38名だったですかね。35名だったですかね。合計したら70名の定員だと思います。70名の定員を超えている回数が3回あると思います。これは定員拡大をして、定員縮小ではなくて、定員拡大をされているんですかね。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

募集のその年その年で募集された人数はちょっと違うと思いますけれども、あくまで定員といえますか、目標の数値を挙げておりますけれども、それ以上に申し込みがあってもそれは受け付けておられるようです。

それから、今回は拡大という意味は消防団以外の方も募集の対象にされております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

済みません。ありがとうございます。

次に、このラバーズミーティングをきっかけにされて結婚をされている2組、今までは消防団の方ということで、今回それを拡大されて枠が広がったということなんですけれども、この2組が結婚されて現在基山町に住んでいて、住んでいると仮定して話をちょっとさせてもらいます。これが年々回数を重ねている上で、どんどん組数というのがふえていくと思います。これがまた少子化対策、人口増対策にもなっていくと思いますが、これに関して町は今のところ何も直接的支援はしていない。今後も直接的な支援はしないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

2組の方がどういう状況にあるかはわかっておりませんが、ちょっと出さなくてもいいと思いますけれども、支援につきましては、あくまでこれは消防団のほうでの企画運営になっておりますので、先ほど答弁させていただいたように、裏方的な形での支援を行うようにしております。

それで、最後のほうで今後のことを聞いておられますけれども、また別の何かがあればそれは町のほうで考えていくと思いますけれども、このラバーズミーティングについてはあくまでも基山町の消防団が運営されているということです。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

町が主催として新たな街コンという形で、鳥栖市が200人規模、久留米市が300人規模だっ

たと思うんですけれども、現在毎年されていると思います。そういった感じで、基山町も基山町主催の街コンを、今後考えてやるのであればしていくということですか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

今、街コンとおっしゃいましたけれども、そういう婚活が人口増にというお話をいただきましたけれども、一応鳥栖三養基の連携事業の中で、婚活という事業を連携してやれないかということで協議をしております。その中で結果としては、鳥栖市、上峰町、基山町、みやき町の4市町なんですけれども、実際やっているのはみやき町で婚活支援事業というのをやっておりますので、その中で4者で話した中では、鳥栖市も上峰町も基山町も基本的には婚活事業というのは特にやっておりませんので、みやき町がやっている婚活の事業を紹介することによって、それぞれの市町のそういう興味を持たれた方が参加できるような施策でやったらどうかという話はしております。特に基山町としては婚活事業に取り組む予定はありません。

今、人口増対策というふうに婚活でおっしゃいましたけれども、実を言いますと、これに先立ちまして、県内の嬉野市、神崎市、伊万里市、武雄市、それと玄海町、それと長崎県の松浦市の6市町でそういう連絡会をつくっておりますので、こっちも連携するということになりましたので、一緒に行って話をしております。その中で言われたのは、人口増対策としては婚活はやっていないということをちょっとおっしゃっております、特に自分のところで結婚したから自分のところの人口がふえるとかではなくて、むしろそういうことをすることによって自分の町を訪れてもらったりそういうものを期待するというふうに、婚活をやっている市町のほうでは言われています。みやき町のほうは確かに婚活をすることにより、むしろみやき町は住宅政策等もとっておりますので、婚活で結婚された方にそういう住宅を紹介しようという頭はあるようですけれども、婚活でもって特に人口をふやそうという考え方は実のところないように聞いております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

今説明をしていただいて、余り人口増対策にはつながらないということがわかったので、

であれば、街コンを生かして町の活性化というふうに質問を変えさせていただきたいと思います。

今、基山町にある飲食店の経営者というので物すごく若い方が、しかも何店舗も、同じ人じゃないですけども、何名かで飲食店を若い方々で経営をされているところが基山町にはあると思います。そこがまた1店舗2店舗じゃなく多数あって、基山の中心のところにあると思いますが、そういった飲食店を利用して街コンを一度開いて町の活性化につなげていくというふうにはできないでしょうか。きのう先輩議員が、タイミングはいつかとかというCMの話もされましたが、今この若い経営者がいらっしゃるタイミングで街コンを開くことによって、若い方のニーズにも応えていけるとと思います。2回目3回目以降開いていこうと思ったときに、そういった来ていただいた方が「おもしろかった」「また基山町に来たいな」というふうに感じていただければ、これが一つの町の活性化につながっていくと思います。いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

先ほど議員さんのほうからも鳥栖市のほうでもやっているとおっしゃいましたように、我々、市役所と話をしますと、市役所としては直接的にはやっていないということなんです。ということは、市役所でやっているのではなくて、恐らく商工業者関係でやっているのではないかと思います。基山町も恐らく同じ対応になるんじゃないかと思っています。そういうことを町として行政がすべきかどうかという問題もありますので、その辺は商工会のほうにもそういう意見もありましたということで伝えていきたいと思います。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

そうしたら、町から商工会のほうに働きかけをしていただけるというふうに捉えていいんですか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

町のほうから、するようというふうに働きかけてはいかがなものかなと思っておりますので……（「ちょっと私語は慎んでください」と呼ぶ者あり）そういう話もありましたということで、商工会のほうには伝えていきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

わかりました。ぜひできるようによろしくお願いいたします。

最後に、企業誘致について質問をさせていただきたいと思います。

小森町政になって新しく参入した企業が8社、移転した会社が1社というふうに答弁をいただきました。この8社を基山町に来ていただくのに相当努力をされたというふうには思います。町長が企業誘致に取り組んで小森町政になって8社誘致をされたと思うんですけれども、小規模企業、中規模企業、大手企業、いろんな会社がある中で、もっと小規模なものでもどんどん基山町に誘致してこれないのかというふうに考えるんですけれども、まずは大きいところからじゃなく小さいところから、どんどん基山町に来ていただけないのかなというふうに思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

先ほど町長のほうも申しましたとおり、実を言うと、企業のほうからそういう用地の打診は年に何度かございます。実際にそういう現場を見に行ったときもあります。しかし、本当に長野地区でも、御存じのとおり、なかなかそういう調整区域は難しいとって、市街化区域の中でないものか、適当な土地がないものか、建物がないものかと探すんですけれども、いっぱいあるようでなかなかないんですよ。それで、先ほど町長も申しましたとおり、企業誘致等の情報提供制度というのをつくりまして、民間でお持ちの方からそういう自分の土地とかを、企業に提供したいという土地とか建物をお持ちだったら町のほうに情報提供をもらって、それを県とか時々企業からも来ますのでそういうところに御紹介しようというふうに考えは持っているんですけれども、ちょっとやはり土地がなかなか見つからないという状況で、なかなか企業誘致ということには結びつかないというのが今のところの現状でござ

ざいます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

済みません。ちょっと私の勉強不足なんですけれども、基山町企業誘致等情報提供制度というのが今まで知らなかったんですけれども、これはホームページ上に掲載されて情報提供をいただいているのでしょうか。それとも、広報紙か何かで情報提供の募集をされているのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これについては、御存じのとおりホームページにも掲載しておりますし、広報にも載せましたし、区長さんたちにも、どうかそういうものがないかということで周知をお願いしたところでございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

情報提供制度をされてから、どれぐらいの情報が今までに提供があったのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

今のところ、そういう相談というのは来ておりません。以上です。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

企業誘致を進めていく上で、首都圏より土地などが安いというメリットもあります。今現在、情報があふれている中で、都市圏じゃないといけないという理由がほとんどなくなってきていると思います。数カ月前のニュースで、IT企業が首都圏から中山間地区のほうに移動されて、テレビ電話で会議をされて、本社を田舎のほうに持ってきて、テレビ中継で支社

と話して、より企業のコストダウンにつなげているというふうなニュースがあっていました。首都圏に比べれば基山町も土地代などはまだ安いと思います。今後、そういった首都圏にある企業を移転していただいて基山町を拠点にさせていただいて、町長がよく言う利便性を生かしていただいて企業誘致というのをもっと進めていっていただきたいと思うんですけれども、最後に、町長、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

企業誘致、先ほど8社挙げましたけれども、これはほとんどやはり直接どうこうというのではなくて、県、それから私も東京に行ったときによく県の東京事務所に企業誘致という部門がありますから、そこに行ってお話しして「どこかないですか」というようなお話をし、そこを通じて打診があって、そして、私が直接静岡なりあるいは大阪なりに行ってお話をさせてもらうというような、そういうのが今までほとんどでした。それだけにやはりちょっと大きなところというようなことかもわかりません。

今、しかし、先ほど言いますように、大規模な土地がちょっと現在ございませんもので、あとはやはりちょこちょここと、それはどこでお聞きになっているか、直接調べられたかどうかわかりませんが、打診があつておると。そういうところである程度小規模なところだろうと思います。そういうことですので、そういうところを少しやはりこっちも積極的に誘致する、お話し合いをさせていただいて、できるだけ来ていただきたいと、そういう努力はしていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

基山町に住んでいる方がより多くの働き場所がふえるということもいいことだと思いますし、遊ぶところがふえる、買い物する場所がふえて利便性がよくなるなど、どんどん住みやすい町になっていくように、ぜひ企業誘致のほうを進めていっていただきたいと思います。先日お話しした中で、「基山町で前みたいに遊ぶ人が少なくなったよね」という声を聞いたことがあります。やはり町外に出ていかれて買い物をされる、遊びに行くというふうな傾向で、現在基山町で遊んでいる人というのが少し減ったよねという声も聞いていますので、ぜ

ひ企業誘致のほうも進めていただいて、基山町がよりよいまちになるようによろしく願い  
いたします。

これで一般質問のほうを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で神前輔行議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして延会といたします。

～午後3時28分 延会～